

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	92 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	43 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申込人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和51年10月から52年12月まで

社会保険事務所に納付記録を確認したところ、昭和36年11月から39年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

国民年金は、姉と一緒に加入手続きして以降、3か月に1回ぐらいの割合で、昭和40年ごろまで姉妹まとめて納付していたと記憶している。

また、昭和51年からの未納については、当時、役所から未納通知が届き、役所に赴いて納付したが、その際、役所の人から、これで未納は無いとの回答をもらったと記憶している。

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉と一緒に国民年金に加入して以降、姉妹まとめて国民年金保険料を納付してきたとしている。

まず、申立期間①について、記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年6月15日に払い出されており、同時に加入したとする申立人の妹とは連番となっていることが確認できるほか、申立人の特殊台帳を見ると国民年金被保険者資格の取得は同年4月1日であることが確認できる。また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、発行日は同年6月3日となっているほか、資格取得欄は同年4月1日となっていることが確認できる。これらのことから、申立期間に係る国民年金は未加入期間となっていることが確認できる。

また、同手帳の昭和39年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和39年4月から同年8月までの欄には、同年8月5日付けの検認印が押印されていることが確認できることから、同日が申立人の国民年金保険料の納付の始期であると考えるのが相当である。

さらに、申立人には国民年金加入時に過年度保険料を一括納付したとの記憶

は無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は当時、役所から未納通知が届き、役所に赴いて納付したとしており、その際、これで未納は無いとの回答をもらったと記憶しているとしている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 51 年度の欄に「52 催」との表示が確認できるところ、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付により納付されていることが確認できることから、同表示は同年 10 月から 52 年 3 月までの期間について催告を行ったと考えられる。

また、申立人は「昭和 51 年からの国民年金保険料の未納について、社会保険事務所から未納通知が届いたので、市役所に赴き納付した。また、その際、市役所の人からこれで未納期間は無いと言われた。金額は 2 万円ぐらいで端数も付いていた。」と陳述している。この未納保険料の催告について、当時の社会保険事務所の事務処理手順に照らすと、通常、過年度保険料の催告は市町村からの進達を終了した後の秋ごろとなっていることから、申立人への催告は 52 年の秋以降に行われたと考えられ、申立人が同時期に一括納付したとすると、過年度保険料 8,400 円及び現年度保険料 1 万 9,800 円（同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月）で 2 万 8,200 円となることから、申立人の陳述とも符合している。

さらに、申立人は未納期間に係る国民年金保険料を納付したとする翌年の昭和 53 年 1 月以降、現年度納付を再開していることが確認できるほか、以後、未納期間も無く、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識がみてとれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和49年7月から同年9月まで

申立期間①の保険料は、A市B区において父が支払っていた。具体的なことは聞いていないが、結婚する際に、父から私の年金はすべて支払っているので継続して納付するようと言われて年金手帳を受け取った。

申立期間②及び③については、昭和45年3月に結婚した後、C区の自宅に3か月ごとに市役所から集金人が来たときに支払っていた。未納があれば、集金人から指摘を受けて納付したはずであり、未納のまま放置しているはずがない。また、その当時、経済的にも一番安定しており保険料も十分支払うことは可能であった。

これら申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、婚姻に伴い昭和45年3月23日に任意加入し、申立期間②及び③の計6か月を除き、60歳まで、任意加入期間及び第3号被保険者期間を含め完納しているほか、前納も認められるなど、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、この間に住所移転しておらず、また、生活状況としては、申立期間②のころに第一子が誕生し、申立期間③のころには第一子が3歳半、第二子が1歳半と子育てに多忙であったことはうかがわれるものの、保険料納付に支障を与えるような特段の事情は認められない。

さらに、申立期間②前後の納付記録をみると、任意加入した昭和45年度分

については、申立期間の3か月分を除き現年度納付しており、申立期間以降の分については、46年度分の納付方式が現年度納付か過年度納付かについては記録上不明であるものの、47年度は現年度納付しており、申立期間②の3か月分のみが未納となっていることは不自然であり、また、未納をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、現年度納付されたとみるのが自然である。

加えて、申立期間③前後の納付記録をみると、昭和49年度の保険料は申立期間の3か月分を除き現年度納付しており、それ以降の年度の保険料も現年度納付又は前納しており、申立期間③の3か月分のみが未納となっている特段の事情は見当たらず、現年度納付していたとみるのが自然である。

次に、申立期間①について、申立人は父親から申立人の国民年金保険料をすべて支払ってきたと言われたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されており、申立人と同一日付けで5,000人以上が払い出されていること、払出簿に「取消」、「転出」等の記載が多いこと及びA市では同年当時に職権による国民年金への加入手続を行っていたことなどから、申立人の手帳記号番号は、B区役所による特別対策事業により職権で払い出されたものとみられる。

この払出時点において、申立期間①の保険料を過年度納付することは可能であったものの、納付していたとする申立人の父は故人であり、申立人は、父から保険料はすべて支払ったと聞いたとしているのみで、納付には直接関与しておらず、当時の納付状況は不明であり、また、申立人に申立期間①の保険料納付を示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、別の年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、ほかの読み方等を含む各種氏名検索も行ったが、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年9月まで

私は、昭和39年5月に結婚し、まわりの人から国民年金に加入した方がいいと言われ、妻も厚生年金保険から国民年金への切替えが必要であったため、妻が私の分と一緒にA市役所の出張所で加入手続きをするとともに、国民年金保険料を納付した。40年4月から1年間は仕事により、B組合に加入したが、41年4月から仕事を変更したので、妻が妻自身の任意加入から強制加入への変更とともに私のB組合から国民年金への切替えの手続をした。

その後、申立期間の保険料について、妻が3か月ごとに自宅に来る集金人に夫婦二人分を納付していた。保険料は月額200円以内であったと思う。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、妻の分は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月に結婚した後妻が自身と申立人の国民年金加入手続きを行ったと申し立てしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は同年10月に連番で払い出されており、夫婦二人分の保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、昭和39年度以降、昭和61年4月に第3号被保険者になるまでの間、申立期間を含め保険料を完納していることから納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦が共に納付済みとなっている昭和39年度の納付記録をみると、夫婦が同一日に納付していることが国民年金手帳により確認できる。

さらに、申立人の妻は自宅に来る集金人に3か月ごとに保険料を納付したと申し立てしているところ、当時は集金人による徴収が実施されており、保険料納付をめぐる陳述内容は当時の収納制度と符合する。

加えて、申立期間は6か月と短期間である上、保険料の納付意識の高い申立人の妻が申立期間の保険料について、自身の分だけ納付し、申立人の分を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで
③ 昭和55年4月から56年3月まで

私の国民年金の加入手続は母が行ってくれ、私が昭和47年6月に結婚するまでの期間は私を含めた同居の家族4人分（両親、弟及び私の分）の国民年金保険料を母がA市B区役所の窓口で納付していたと思う。また、結婚後も両親と同居しており、母が妻の分を含めて保険料を納付していた。申立期間①の保険料は月額500円ぐらいであった。

申立期間②の国民年金保険料についても母が60歳に達した父を除く家族4人分をA市B区役所の窓口で納付書により納付したと思う。この時の保険料は月額2,000円ぐらいであった。

申立期間③の国民年金保険料は昭和55年4月にC市へ転居後、妻が納付書により市役所の窓口で納付した。この時の保険料は月額3,300円ぐらいであった。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と②の国民年金保険料については、同居していた母親が申立人を含めた家族の分を納付していたと申し立てているところ、申立期間①のうち昭和46年10月から47年3月までの保険料については、当時同居していた家族の分は申立人を除き納付済みとなっている。また、申立期間②は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料が納付済みとなっている上に、申立人の母親と弟の分は納付済みとなっている。

以上のことから、申立人の母親は、同居の家族の分が納付済みとなっている申立期間①のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び申立期間②

の保険料については、申立人の分を併せて納付したと考えるのが相当である。

一方、申立期間①のうち昭和47年4月から48年3月までの保険料については、申立人の母親の分のみは納付済みになっており、ほかの同居の家族は申立人を含め未納となっている。また、申立人は保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、納付をめぐる事情等について具体的な供述は得られなかった。

次に、申立期間③の国民年金保険料については、申立人は妻がC市の窓口で納付書により納付したと申し立てているが、申立人の妻の当該期間の保険料は未納となっている上に、申立人の特殊台帳により申立人がA市B区からC市への年金に係る住所変更手続を行ったのは申立期間③後の昭和56年5月であることが確認でき、申立人の国民年金手帳にも同市への住所変更が56年6月1日付けで行われたことが記載されていることから、申立期間中は納付書が申立人に届いていなかったことが推定できる。また、申立人の妻から申立期間③の保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしたが、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から同年6月まで
国民年金保険料の納付については夫が行っており、私は納付時期、納付方法、納付場所、納付額等について詳しいことは分からないが、夫からは夫婦二人分の保険料を常に同時に納付していたと聞いている。
昭和57年4月から同年6月までの期間について、夫の保険料のみが納付済みで私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、加入期間のすべての国民年金保険料を納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の被保険者資格の取得時期は申立人と同時期であり、その夫は申立期間を含むすべての期間の保険料を納付している。

さらに、夫婦は、共に保険料免除期間についても、その期間の保険料をすべて追納しており、夫婦の保険料納付意識が高いものと考えられる。

加えて、申立期間と同時期の申立人の夫の保険料は、市の旧被保険者台帳の記録では未納とされていたものが、新被保険者台帳の記録では納付済みとされていることから、申立人の夫の納付記録に係る市の管理は適切でなかったことがうかがえ、このことと、申立期間前後の夫婦二人分の保険料が同日に納付されていることが市の記録により確認できることを重ね合わせると、申立期間についても申立人の夫の場合と同様に行政記録の管理が適切でなかった可能性が考えられる。その上、保険料納付意識の高い申立人の夫が3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入手続をした昭和44年5月30日から2年以内までに、特例納付の納付書をA社会保険事務所から郵送してもらい、私の妻がB銀行C支店で納付した。納付した金額は夫婦ともに覚えていないが、今回の申立時に、社会保険事務所の担当者から今の保険料額にすると一人月額1万3,750円だったと教えられた。

申立期間の保険料の領収書は保管していたので、平成19年8月2日に妻がC市に出向き確認してもらった。その後、同年8月9日に夫婦一緒にA社会保険事務所に出向き、その1階の年金相談コーナーにこの領収書を提出した。そこで、2階窓口を案内され、その窓口での対応を終え帰宅し、念のために領収書をあらためたところ無くなっていた。

申立期間の保険料を納付していることは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の納付記録をみると、申立期間後の申立人及びその妻の国民年金保険料はいずれも完納されており、申立人夫婦の保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は平成19年8月9日に社会保険事務所に出向いたとして、社会保険事務所では、申立人夫婦の相談を同日に受け付けたことを記録した「年金相談受付票」(受付日:平成19年8月9日)を保管しており、その受付票の処理概要欄をみると、「納付領収書あり」との事蹟^{じせき}が残されている。

さらに、年金相談終了時に、社会保険事務所から申立人夫婦に交付されたとされる「基礎年金番号情報照会回答票」にも、社会保険事務所の職員が記載したとみられる「領収証あります」との事蹟^{じせき}が残されている。

加えて、申立期間直後の昭和 44 年 4 月の保険料については、未納と記録されていたところ、申立人の国民年金手帳に同年 4 月分の検認印が押印されていたことから、平成 19 年 10 月 11 日に未納から納付済みに記録訂正されており、行政機関の事務的過誤がみられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入手続をした昭和44年5月30日から2年以内までに、特例納付の納付書をA社会保険事務所から郵送してもらい、私がB銀行C支店で納付した。納付した金額は覚えていないが、今回の申立て時に、社会保険事務所の担当者から今の保険料額にすると一人月額1万3,750円だったと教えられた。

申立期間の保険料の領収書は保管していたので、平成19年8月2日に私がC市に出向き確認してもらった。その後、同年8月9日に夫婦一緒にA社会保険事務所に出向き、その1階の年金相談コーナーにこの領収書を提出した。そこで、2階窓口を案内され、その窓口での対応を終え帰宅し、念のために領収書をあらためたところ無くなっていた。

申立期間の保険料を納付していることは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立期間後の申立人の国民年金保険料は完納されており、申立人の保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は平成19年8月9日に社会保険事務所に出向いたとして、社会保険事務所では、申立人夫婦の相談を同日に受け付けたことを記録した「年金相談受付票」(受付日:平成19年8月9日)を保管しており、その受付票の処理概要欄をみると、「納付領収書あり」との事蹟が^{じせき}残されている。

さらに、年金相談終了時に、社会保険事務所から申立人夫婦に交付されたとされる「基礎年金番号情報照会回答票」にも、社会保険事務所の職員が記載し

たとみられる「領収証あります」との事蹟^{じせき}が残されている。

加えて、申立期間直後の昭和44年4月の保険料については、未納と記録されていたところ、申立人の国民年金手帳に同年4月分の検認印が押印されていたことから、平成19年10月11日に未納から納付済みに記録訂正されており、行政機関の事務的過誤がみられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月及び同年 5 月

私たち夫婦は、これまで未納となっていた国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付する制度ができたことを知り、A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続をした。

保険料の納付は加入手続時に同時に A 市役所 B 出張所窓口で行ったが、納付時期、金額についてははっきりと覚えていない。

保険料を夫婦で一緒に夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、昭和 62 年 4 月及び同年 5 月分の保険料について妻は納付済みとなっているが私の分について納付記録が無い。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間③について、申立人夫婦の保険料の納付状況をみると、一緒に保険料を納付していたとする妻の保険料は納付済みとなっている。また、この時期は申立人夫婦共に口座振替により保険料を納付しており、納付日の確認できる昭和 62 年 6 月以降、申立人夫婦は同一日に夫婦二人分の保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できることから、この期間について申立人の保険料も納付されていたものとみるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人夫婦は、それまで未納であった期間の保険料をさかのぼって納付するために国民年金に加入し、その時に夫婦二人分の保険料を A 市役所 B 出張所で一括納付したとしているところ、申立人夫婦の手帳記号番号が払い出された時期は第 2 回目の特例納付の実施期間中で

あることが確認できるものの、当時同出張所では現年度保険料以外の収納は行っておらず、特例納付により同出張所において保険料を納付したとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の特例納付をめぐる申立ては具体性を欠いており、納付金額及び納付時期などについて、記憶をたどるように聴取しても具体的な陳述を得るには至らず、さらに、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻も未納である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

申立期間②についてみると、実際に申立人夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の妻も未納であり、また、申立人の妻は、出産、育児などの関係もあって納付していたと断言できる時期ではないと陳述している上、納付をうかがわせる特段の事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から51年3月まで

私たち夫婦は、これまで未納となっていた国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付する制度ができたことを知り、A市役所B出張所で国民年金の加入手続をした。

保険料の納付は加入手続時に同時にA市役所B出張所窓口で行ったが、納付時期、金額についてははっきりと覚えていない。

保険料を夫婦で一緒に夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、昭和50年10月から同年12月分の保険料について夫は納付済みとなっているが私の分について納付記録が無い。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、それまで未納であった期間の保険料をさかのぼって納付するために国民年金に加入し、その時に夫婦二人分の保険料をA市役所B出張所で一括納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金への加入時期をみると、昭和50年12月19日に申立人夫婦の手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できることから、この時期は夫婦一緒に納付する意思があったものと考えられる。

次に、申立期間について、申立人夫婦の納付状況をみると、申立人の夫は、国民年金に加入した時期に当たる昭和50年10月から同年12月までの保険料を納付していることが確認でき、当時、夫婦一緒に納付する意思があったこと及び夫婦二人分の保険料の納付は申立人が担っていたことなどを勘案すると、申立人が申立人の夫の保険料だけを納付し、申立人自身は加入手続だけを行っ

て自身の保険料を納付しないのは不自然であることから、この時期については申立人の保険料も現年度納付されていたものと考えるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年11月から50年9月までの期間についてみると、申立人夫婦の手帳記号番号が払い出された時期は第2回目の特例納付の実施期間中であることが確認できるものの、当時同出張所では現年度保険料以外の収納は行っておらず、特例納付により同出張所において保険料を納付したとする申立人夫婦の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の特例納付をめぐる申立ては具体性を欠いており、納付金額及び納付時期などについて、記憶をたどるように聴取しても具体的な陳述を得るには至らず、さらに、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫も未納である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの期間及び50年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から47年3月まで
② 昭和50年4月から同年7月まで

申立期間①、②については、前妻に任せていたので納付金額や納付日などは分からないが、前妻の性格上未納のまま放置しておくとは考え難い上、前妻から「あなたの年金は全部支払っておいた。」と聞かされている。

前妻に任せていた時期に未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前妻との婚姻期間中に未納期間があることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の前妻との婚姻期間における国民年金の納付状況をみると、申立期間を除き未納は無い上、これを除くすべての期間において期限内納付していることから、申立人の前妻は申立人の保険料に係る納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間①について、申立人の所持する年金手帳をみると、他者の国民年金手帳記号番号がいったん記入された後に訂正されている上、「はじめて被保険者となった日」が誤っていたり、氏名の変更を行っていないにもかかわらず変更の日付が記載され、その日付は手帳発行日前であるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が散見できることから、保険料を現年度納付していたにもかかわらず、正しく記録されなかった可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和47年2月25日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間について現年度納付することが可能であるにもかかわらず加入手続だけを行って納付しないのは不自然である。

次に、申立期間②についてみると、申立期間と近接する昭和49年4月から同年6月までの期間は、申立人が領収証を所持していたことから、未納から納

付済みに記録訂正がなされている。

また、社会保険庁の特殊台帳をみると、申立期間に係る住所欄の記載が誤っていることが確認できる上、本来であれば国民年金A県C社会保険出張所とすべきところをB社会保険事務所に移送しているなど、記録の移管事務が適切に行われなかった可能性が高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は婚姻前に、母から私の国民年金保険料は市の保険料の集金人へ支払っていたと聞いたことを覚えている。

当時、国民年金に関することはすべて母がしてくれていたため、私は何も分からないが、母は保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の国民年金に関することはすべて母が行っており、自身は関与していないものの母が保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和36年4月に任意加入として資格を取得して以降46年3月までの期間の保険料を完納しており納付意識が高かったものと考えられる。

次に、申立人の国民年金への加入状況及び納付記録をみると、昭和36年6月6日に手帳記号番号が払い出され、申立期間直後の昭和37年度の保険料は昭和38年12月23日に過年度納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料についても過年度納付することは可能である。

この場合、保険料を納付していたとする申立人の母の納付意識の高さからすると、昭和37年度の保険料を納付しながら、当時納付することが可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

また申立人の妻は、申立人の母から申立人の保険料はまとめて納付したと聞いたことがあると陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和58年12月から平成2年12月まで

勤めていた会社を退職し、独立開業した1、2年後の昭和42年ごろ、夫婦共に国民年金に加入した。

経営する店に来ていた集金人に、妻が夫婦二人分の保険料を支払っていた。未納とされている期間があること及び夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を支払っていたのに、納付済みとされている期間が夫婦間で違うことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろ夫婦共に国民年金に加入し、経営する店に来ていた集金人に申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

まず、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間の保険料は、夫婦二人分が共に現年度納付されていることが確認でき、申立人夫婦の生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

また、特殊台帳から昭和53年に社会保険事務所が催告を行っていることが確認できるが、申立人夫婦は、時期に関する記憶は無いものの、未納分の納付書が届いたため一括して3か月分の保険料を納付したことがあると陳述している。

次に、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和44年7月4日に払い出されていることが確認できる。

この場合、申立期間のうち昭和42年2月及び同年3月の保険料は制度上納

付することができず、同年4月から44年3月までの期間については、過年度保険料となるため集金人に納付することはできない。

また、夫婦二人分を一緒に納付していたとすると、申立人の妻は申立期間のうち昭和42年2月から43年3月までの期間は未納である。

申立期間③についてみると、申立人夫婦は昭和58年ごろ、国民年金保険料の納付を自発的に止め、その後、納付の再開は、平成7年に店を廃業する4年又は5年前だったとしており、納付記録上申立人夫婦の納付が再開された平成3年に符合する。

また、申立期間直後の平成3年1月から3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるが、この過年度納付は5年2月9日に申し出により発行された納付書により納付されたと考えられ、この納付書の発行日からすると、申立期間の保険料は制度上保険料を納付できない期間となる。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から43年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和58年12月から平成3年3月まで

夫が勤めていた会社を退職し、独立開業した1、2年後の昭和42年ごろに夫婦共に国民年金に加入した。

経営する店に来ていた集金人に、私が夫婦二人分の保険料を支払っていた。未納とされている期間があること及び夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を支払っていたのに、納付済みとなっている期間が夫婦間で違うことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろに夫婦共に国民年金に加入し、経営する店に来ていた集金人に、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

まず、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間の保険料は、夫婦二人分を共に現年度納付されていることが確認でき、申立人夫婦の生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

また、特殊台帳から昭和53年に社会保険事務所が催告を行っていることが確認できるが、申立人夫婦は、時期に関する記憶は無いものの、未納分の納付書が届いたため一括して3か月分の保険料を納付したことがあると陳述している。

次に、申立期間③についてみると、一緒に納付していたとする夫は申立期間のうち平成3年1月から3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、この過年度納付は5年2月9日に申し出により夫婦共に発行された納付書によるものと考えられる。

この場合、納付の意思があるため納付書の発行を申し出たにもかかわらず、夫の保険料のみを納付し、納付行為者である申立人自身の保険料を納付しないのは不自然である。

しかし、この納付書の発行日からすると、平成3年1月以前の保険料は制度上納付できない期間となる。

また、申立人夫婦は昭和58年ごろ、国民年金保険料の納付を自発的に止め、その後、納付の再開は、平成7年に店を廃業する4年又は5年前だったとしており、納付記録上申立人夫婦の納付が再開された平成3年に符合する。

申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和42年2月1日に払い出されていることが確認できるものの、申立人は保険料の納付の開始時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の手帳記号番号の前後かつ同一日に払い出された手帳記号番号の被保険者の納付記録をみると、多くの被保険者の保険料の納付の開始日は、申立人と同様の昭和43年度からとなっていることが確認できる。

さらに、夫婦二人分を一緒に納付していたとすると、夫についても未納である。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間③のうち昭和58年12月から平成2年12月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和53年1月から同年3月までの期間及び平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

大阪国民年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

昭和36年4月ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に保険料を空白無く現金で納め続けてきたのに、未納期間があるとは納得できない。また、領収証を保存しているのにその期間を未納とされるなど、事務処理の仕方及び当時の集金人制度のあり方等に多大の疑問を持っており、救済措置を講じていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年4月に国民年金に加入して以来、毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を現金で継続納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人が所持する市の国民年金保険料受領書から、申立期間を除く昭和40年度から48年度までの保険料を集金人に毎月納付していることが確認でき、申立人夫婦は継続して保険料を納付する意思があったものと認められる。

また、申立人が申立期間に連なる昭和47年4月の保険料を納付したのは、同年4月5日であることが国民年金保険料受領書から確認できる。この時期は、申立期間の保険料を市の集金人が収納できる時期であり、保険料を継続して集金人に納めていた場合、年度途中の46年7月から47年3月までの9か月間の保険料が未納のままとされることは不自然である。

さらに、社会保険事務所では、本来、保管されるべき申立人の特殊台帳が保管されていないなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

加えて、申立人夫婦は、申立期間を除くすべての期間の国民年金保険料を完納しているなど、納付意識が高かったものとみてとれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間、同年10月から54年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び同年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和56年7月から同年11月まで

私は、独立し自営業を営んでいたところに国民年金に加入し、昭和50年1月に結婚して以降は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付し領収書をもっていた。

当時の確定申告書控えの国民年金の欄に、納付した保険料の金額を記載しており、間違いなく納付している。

申立期間については保険料を納付しているので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関において現金で納付し、領収書をもったとしているところ、A市では、申立期間①、②、③及び④当時、納付書により金融機関で納付することも可能であったとしており、陳述内容は符合している。

また、申立人から提出された各申立期間を含む昭和51年から57年までの各年分の確定申告書控えをみると、これらの確定申告書控えは税理士が作成したものであることが確認でき、申立期間①及び②を含む51年から54年までの確定申告書控えには国民年金保険料額が記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間③及び④を含む昭和55年及び56年の確定申告書控えには社会保険料控除欄に国民年金保険料と国民健康保険料とを合算した金額が記

載されており、国民年金保険料額を確認できないものの、それ以前の確定申告書控えにおいてほぼ国民年金保険料額に等しい額が計上されていること、及び申立期間③及び④の前後を通じて申立人の居所は同じで、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間③及び④についても国民年金保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から税務を委託されていた会計事務所は「申立人は几帳面きちょうめんな性格であり、税金の納付について滞納したことなどは無く、国民年金保険料についても納付しないような人ではない。」としており、申立人が税務処理を適正に行っていたことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間、同年10月から54年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び同年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和56年7月から同年11月まで

私は、昭和50年1月の結婚以降、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付し領収書をもらっていた。

当時の確定申告書控えの国民年金の欄に、納付した保険料の金額を記載しており、間違いなく納付している。

申立期間については保険料を納付しているので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関において現金で納付し、領収書をもらったとしているところ、A市では、申立期間①、②、③及び④当時、納付書により金融機関で納付することも可能であったとしており、陳述内容は符合している。

また、申立人から提出された各申立期間を含む昭和51年から57年までの各年分の確定申告書控えをみると、これらの確定申告書控えは税理士が作成したものであることが確認でき、申立期間①及び②を含む51年から54年までの確定申告書控えには国民年金保険料額が記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間③及び④を含む昭和55年及び56年の確定申告書控えには社会保険料控除欄に国民年金保険料と国民健康保険料とを合算した金額が記載されており、国民年金保険料額を確認できないものの、それ以前の確定申告

書控えにおいてほぼ国民年金保険料額に等しい額が計上されていること、及び申立期間③及び④の前後を通じて申立人の居所は同じで、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間③及び④についても国民年金保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の夫から税務を委託されていた会計事務所は「申立人の夫は几帳面きちょうめんな性格であり、税金の納付について滞納したことなどは無く、国民年金保険料についても納付しないような人ではない。」としており、申立人の夫が税務処理を適正に行っていたことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年10月に結婚した後、家族で経営するA店に来た市役所の女性集金人から、国民年金への加入を勧められた。このため、41年に加入手続を行い、集金人に保険料を納付し始めた。加入当初の保険料額は100円ぐらいであったと思う。

その後、時期は覚えていないが、女性集金人から、今なら20歳までさかのぼって保険料を納付することができる」と聞き、夫婦二人分の保険料を3から4回に分けて納付した。1回当たりの保険料額は1万円ぐらいであったと記憶している。

夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した期間が終わり、支払いが楽になったと夫婦で会話を交わしたのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和46年4月から平成14年5月までの国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の妻も、申立期間を除き昭和46年4月から平成15年2月までの保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、昭和41年に国民年金に加入し、以降保険料を集金人に現年度納付し始めた」と申し立てしているところ、申立人夫婦及びその母の国民年金手帳記号番号は、同年6月に連番で払い出されており、当時、B市においては集金人が保険料を収納しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人夫婦は、保険料を納付し始めたころの保険料は月額100円ぐらいであった」と申し立てしているところ、昭和41年当時の保険料額は100円であり、申立内容と一致する。

加えて、申立人夫婦と一緒に同じ職場に来る女性集金人に保険料を納付していたとする申立人の母の保険料は、昭和40年4月から納付済みとされている。

次に、申立人夫婦は、時期は覚えていないが、女性集金人から20歳までさかのぼって保険料を納付することができるという聞き、夫婦二人分の保険料を3から4回に分けて納付し、1回当たりの保険料額は1万円ぐらいであったと申し立てているところ、申立内容からみて、第1回特例納付実施期間中に保険料を特例納付したものと考えられるが、申立人の昭和37年5月から41年3月までの期間及び申立人の妻の38年3月から41年3月までの期間の特例納付保険料を合算すると合計37,800円となり、申立内容と符合する。

また、申立期間当時、申立人夫婦が経営するA店の担当税理士は、申立人夫婦から特例納付についての相談を受け、納付を勧めたと陳述しており、その年の確定申告では、例年より多く社会保険料控除額を申告した記憶があると証言している。

このほか、昭和41年に国民年金に加入して以降、女性集金人に言われるがまま保険料を現年度納付及び特例納付したという申立人の申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年10月に結婚した後、家族で経営するA店に来た区役所の女性集金人から、国民年金への加入を勧められた。このため、昭和41年に加入手続を行い、集金人に保険料を納付し始めた。加入当初の保険料額は100円ぐらいであったと思う。

その後、時期は覚えていないが、女性集金人から、今なら20歳までさかのぼって保険料を納付することができるという聞き、夫婦二人分の保険料を3から4回に分けて納付した。1回当たりの保険料額は1万円ぐらいであったと記憶している。

夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した期間が終わり、支払いが楽になったと夫婦で会話を交わしたのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和46年4月から平成15年2月までの国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫も、申立期間を除き昭和46年4月から平成14年5月までの保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、昭和41年に国民年金に加入し、以降保険料を集金人に現年度納付し始めたところ、申立人夫婦及びその義母の国民年金手帳記号番号は、同年6月に連番で払い出されており、当時、B市においては集金人が保険料を収納しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人夫婦は、保険料を納付し始めたころの保険料は月額100円ぐらいであったと申し立てしているところ、昭和41年当時の保険料額は100円であり、申立内容と一致する。

加えて、申立人夫婦と一緒に同じ職場に来る女性集金人に保険料を納付していたとする申立人の義母の保険料は、昭和40年4月から納付済みとされている。

る。

次に、申立人夫婦は、時期は覚えていないが、女性集金人から20歳までさかのぼって保険料を納付することができるという聞き、夫婦二人分の保険料を3から4回に分けて納付し、1回当たりの保険料額は1万円ぐらいであったと申し立てているところ、申立内容からみて、第1回特例納付実施期間中に保険料を特例納付したものと考えられるが、申立人の昭和38年3月から41年3月までの期間及び申立人の夫の37年5月から41年3月までの期間の特例納付保険料を合算すると合計37,800円となり、申立内容と符合する。

また、申立期間当時、申立人夫婦が経営するA店の担当税理士は、申立人夫婦から特例納付についての相談を受け、納付を勧めたと陳述しており、その年の確定申告では、例年より多く社会保険料控除額を申告した記憶があると証言している。

このほか、昭和41年に国民年金に加入して以降、女性集金人に言われるがまま保険料を現年度納付及び特例納付したという申立人の申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
昭和59年3月からA県B市の実家に出産のため里帰りしていた。昭和60年4月にC市に戻るまでの昭和59年度の国民年金保険料をD銀行B支店で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料のみ未納とされていることは納付できない。申立期間の保険料についても、納付書により同銀行B支店で納付したのは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者になるまでの期間、申立期間の3か月を除き付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直前の期間である昭和59年4月から同年12月までの保険料については未納とされていたが、申立人が当該期間の国民年金印紙代金納付通知書兼領収書を保有していたことから、平成19年10月に納付記録が未納から納付済みに訂正されている。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、昭和52年度から58年度の保険料を現年度納付していることが確認でき、加えて、申立人の保有する納付書・領収証書を見ると、申立期間直前の期間である昭和59年4月から同年12月までの保険料をB市で、また、直後の期間である60年4月から同年6月までの保険料をC市で、3か月ごとに納付期限内に納付していることが確認できる。

以上のことから、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の期間並びに60年12月及び61年1月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月及び同年3月
② 昭和60年12月及び61年1月

申立期間当時、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所B支所又は当該支所と隣接していた銀行にて現金で納付していた。納め忘れて、後から納付したことも何度かあったようだが、申立期間の保険料を納めたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年度以降は、申立期間の4か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料納付を担っていたとする申立人の妻も、手帳記号番号が払い出された52年度以降は、申立期間の4か月を除き保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、納付記録が確認できる申立期間直後の期間である昭和61年4月から63年3月までの夫婦二人分の保険料納付日は一致しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人夫婦の納付記録をみると、昭和52年度から申立期間直前の57年度までの6年間に渡り、各年度後半から各年度末までの国民年金保険料はいったん未納であったが、次年度以降に必ず過年度納付されており、未納期間が無い状況が確認できる。

以上のことから、申立期間の保険料が、いったん未納であったとしても、保険料の納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間の保険料を未納のまま放置しておくものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の期間並びに60年12月及び61年1月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月及び同年3月
② 昭和60年12月及び61年1月

申立期間当時、私が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所B支所又は当該支所と隣接していた銀行にて現金で納付していた。納め忘れて、後から納付したことが何度かあったかもしれないが、申立期間の保険料を納めたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年度以降、平成19年8月まで、申立期間の4か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、納付記録が確認できる申立期間直後の期間である昭和61年4月から63年3月までの夫婦二人分の保険料納付日は一致しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人夫婦の納付記録をみると、昭和52年度から申立期間直前の57年度までの6年間に渡り、各年度後半から各年度末までの国民年金保険料はいったん未納であったが、次年度以降に必ず過年度納付されており、未納期間が無い状況が確認できる。

以上のことから、申立期間の保険料が、いったん未納であったとしても、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を未納のまま放置しておくものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月及び同年4月
② 平成5年4月から同年9月まで

平成5年8月に結婚したとき、義母が私の国民年金加入手続をしてくれ、会社を退職した4年3月までさかのぼって保険料を納付してくれました。

夫も義母とのやりとりを覚えており、また、当時はA店を営んでおり、保険料を一括で支払うことはできました。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月に結婚したとき、義母が申立人の国民年金加入手続をしてくれ、会社を退職した4年3月までさかのぼって保険料を納付してくれたと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金加入時期をみると、直近の加入者の電算記録入力日(平成6年7月5日)から、同年6月であることが推定できる。この場合、申立期間①は時効の成立により、制度上、納付できない期間となっている。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索等を行うも、その存在を確認することはできなかつたほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかつた。

申立期間②について、保険料を支払ったとする申立人の義母の納付記録を見ると、昭和41年4月から60歳で資格を喪失する平成10年2月まで約33年(395か月間)の国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、申立人の義母の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間②を挟む、平成4年5月から5年3月までの期間及び同年

10月から6年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが、社会保険庁の記録から確認できる。この場合、申立人の義母の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間②のみを未納とするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入時期（平成6年6月（推定））に納付した場合の申立期間②を含む、4年5月から6年6月までの保険料は、過年度納付及び現年度納付を併せて26万6,000円となり、申立人の義母が支払ったと陳述する金額とおおむね一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から49年12月まで

私は、昭和49年ごろ、国民年金の未納分を納めなかったら年金がもらえなくなるという市役所からの回覧板を見てA市役所へ行き、年金がもらえるために納付しなければならない未納分はいくらになりますかと聞いたら夫婦二人分で16万いくらかと言われたので、銀行で17万円ぐらいを引き出してA市役所で納付した。

私の元夫は、昭和36年から39年初めまでB建物でC業務をしており、そのころの保険料は、私が集金人に支払い、以後も私が納付書で納付してきた。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦間で納付記録が異なっているのはおかしいと陳述しているところ、昭和37年11月に申立人の元夫と連番で払い出されている手帳記号番号について、社会保険庁の記録を調査すると、元夫も納付済みである38年4月から39年3月までの期間の納付記録が確認できる。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、昭和37年11月に払い出された手帳記号番号は、夫についてのみ現在の基礎年金番号と統合されていることが確認できるほか、当該納付記録に記載されている生年月日は申立人と1年違いであるが、申立人と同姓同名であり、住所も元夫がC業務をしていたB建物であることから、当該手帳記号番号は申立人と同一人のものであると認められる。

一方、申立人は、銀行で17万円ぐらいを引き出してA市役所で納付したと申し立てているところ、A市の被保険者名簿及び特殊台帳をみると、申立人については、昭和36年4月から38年4月までの25か月分の保険料10万円を

54年4月10日に特例納付した記録が確認でき、また、元夫についても、36年4月から37年10月までの19か月分の保険料7万6,000円を同年月日に特例納付したことが確認できることから、夫婦の合計金額は17万6,000円となり、申立人が銀行で引き出したとする金額17万円ぐらいと符合する。

また、A市で払い出された手帳記号番号は、昭和53年1月に払い出されているところ、特殊台帳をみると、申立人夫婦共に制度上納付が可能な50年1月までさかのぼって納付していることが確認でき、このことを、申立人が申立期間の納付と考えたとしても不自然ではない。

さらに、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間を除く期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年1月までの期間及び40年2月から41年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年1月まで
② 昭和40年2月から41年1月まで

かつて年金の裁定請求手続に社会保険事務所へ行ったとき、担当者から「何かおかしい。」と言われた記憶がある。私は、昭和38年9月から43年3月までの国民年金保険料の領収証書を持っているが、そこに38年9月から41年1月まで「還」と表示されているが意味が分からない。上記期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、納付意識が高かったものと考えられる。また、申立人の所持する領収証書をみると、昭和38年9月から43年3月までの保険料を、45年3月31日に納付したことが確認できることから、申立人が当該保険料を納付したことは明らかであるが、欄外に38年9月から41年1月までの期間の保険料を還付したと思われる表示もみられる。

一方、当時の申立人の厚生年金保険の記録をみると、昭和35年9月21日に資格を取得し38年9月19日に資格を喪失後、39年2月25日に資格を再取得し40年2月27日に資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の強制加入被保険者の期間であることが分かる。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳をみると、当初、国民年金の資格取得日を国民年金制度が発足した昭和36年4月1日と記載されていたが、これを二本線で抹消した上で、厚生年金保険の資格喪失日である38年9月15日（日が異なる）に訂正し、さらに、これを二本線で抹消した上で、本来、その

後の厚生年金保険の資格喪失日である40年2月27日と記載すべきところ、1年誤って41年2月27日と記載されていることなどから、当時の市役所窓口における不適切な事務処理がみてとれ、その結果として、申立期間①及び②は、記録上、公的年金の未加入期間とされたものと考えられる。

したがって、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格の取得及び喪失処理により還付手続が行われたことなどが認められることから、当該期間の保険料は納付されていたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から54年10月まで
② 昭和55年4月から同年12月まで

私は、昭和54年11月にA市役所に出向き、窓口の係員に自分の年金を確認してもらおうと、43年3月結婚時から54年10月まで未納であるといわれたので、その期間について付加保険料付きで一括納付する手続きを行い、70万円ぐらいの金額を記入した納付用紙を受け取り、家のお金をかき集めて2日から3日の内に支払ったことは間違いない。

また、昭和55年当時は1年分をまとめて前払いしていたので、未納になるはずがない。

上記期間が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月に、43年3月から54年10月までの未納であった国民年金保険料70万円ぐらいを、まとめて支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和55年1月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるほか、申立人の所持する年金手帳をみると、54年11月28日に国民年金に任意加入したことが認められることから、申立期間①は任意加入被保険者の未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料及び付加保険料を納付することは、できない期間である。

また、申立人は昭和38年9月から43年2月の期間は、父が国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているが、特殊台帳をみると、当該期間は申立期間①の特例納付を行ったとする54年11月とほぼ同時期である55年に21

万6,000円を特例納付していることが確認できることから、これらの納付を申立期間①に係る保険料の納付と誤解しているとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、一括納付した保険料は70万円ぐらいであったと申し立てているが、申立期間①を特例納付、過年度納付、現年度納付した場合の保険料合計は51万460円となり、申立内容と符合しないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は保険料を一括納付した納付場所について、明瞭な記憶が無いほか、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人は、任意加入した昭和54年11月以降、申立期間②及び第3号被保険者期間を除き、すべて付加保険料付き、かつ、ほぼ前納で保険料を完納しており、納付意識の高さがみてとれる。

また、申立期間②は、9か月と短期間である上、任意加入した直後で納付意識が高まっている時期であると考えられることから、途中の期間のみが未納となっているのは不自然であるほか、申立人は未納の催告を受けた記憶が無いと陳述しており、特殊台帳にも催告の記載は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から44年3月まで

国民年金の集金人をしていた友人(死亡)に勧められ、国民年金に加入したが、加入手続を行った時期や場所等は覚えていない。

昭和40年から41年ごろにかけて、私自身と前夫の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し始めたと思うが、保険料の納付金額等はよく覚えていない。

明確な時期までは覚えていないが、保険料を納付することが苦しかったときに、集金人をしていた友人から私自身の保険料だけでも納付した方がよいと言われ、前夫の保険料を納付しなかった時期があったと思うが、昭和40年3月から44年3月までの保険料については、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立期間直後の昭和44年4月から60歳到達時の平成8年2月まで、保険料の未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号は昭和43年11月19日に連番で払い出されており、夫婦と一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったと考えられるところ、申立期間のうち同年4月から44年3月までの12か月については、上記の手帳記号番号が払い出された時点で集金人に保険料を納付することができた期間である上、一緒に夫婦二人分の保険料を納付し

ていたとされる申立人の前夫の保険料は納付済みであり、納付意識の高い申立人が夫婦二人分の43年4月から44年12月までの保険料を集金人に納付していたとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和40年3月から43年3月までの期間については、申立人の上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、その期間の一部は、制度上保険料を納付できない期間である上、制度上納付が可能な期間の保険料も、過年度保険料となるため集金人に納付することはできず、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の前夫の昭和40年3月から43年3月までの保険料も未納とされている上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の加入時期等に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から50年12月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私の国民年金の加入手続については、父が行ってくれた。

父から、昭和49年3月から私が結婚するまでの国民年金保険料については、自分たち夫婦の保険料と一緒にすべて納付したと聞いていたので、同年3月から50年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない(申立期間①)。

また、昭和53年5月に私が結婚してからの国民年金の諸手続は、夫の伯父がしてくれていた。同年4月から54年3月までの保険料が未納とされているが、当該期間の保険料も納付していたと夫の伯父から聞いていたので、納得できない(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の手帳記号番号は昭和53年4月1日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料の納付状況等は不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②については、申立人は、申立人の夫の伯父が申立人の国民年金に係る諸手続を行うとともに、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の夫の伯父の納付状況を見ると、昭和36年4月から63年9月までの保険料はすべて納付済みであり、申立人の申立期間②の保険料を納付していたとされる申立人の夫の伯父の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②直後の昭和54年4月以降の保険料はすべて納付されている上、申立人の特殊台帳が申立期間②当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所に同年2月23日に移管されていることが、特殊台帳により確認できることから、納付意識の高い申立人の夫の伯父が申立人の国民年金の住所異動手続を行うとともに、申立人の申立期間②の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月及び同年4月

両親が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたが、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付については、私自身が行っている。

平成8年3月及び同年4月の保険料が未納とされているが、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の同年4月5日に社会保険事務所で健康保険の任意継続手続を行うとともに、同日にA市役所で国民年金への切替手続を行った。同年3月及び同年4月の保険料については、市役所又は社会保険事務所から郵送されて来た納付書により、同年4月中旬以降に2回に分けて、私自身が銀行で月額1万円余りの保険料を納付したので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替えが必要であった9回の期間について、申立期間を除き、短期間であっても保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の平成8年4月5日に社会保険事務所で健康保険の任意継続手続を行うとともに、同日にA市役所で国民年金への切替手続を行ったと申し立てているところ、申立人が所持する申立期間当時の手帳の同年4月5日欄等に「社会保険事務所訪問」という記載が有り、社会保険事務所と同市役所とは自動車で10分程度の距離に位置していることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、A市役所では、申立期間当時の保険料収納方法は納付書による自主納付方式であり、納付書を加入手続時にその場で手渡す場合と後日郵送で送付する場合とがあったとしており、申立内容と符合する上、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から56年3月まで

私自身又は母親が国民年金の加入手続を行ったと思うが、はっきりとは覚えていない。

高校卒業後に勤めていた事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の国民年金保険料の半額を事業所が負担し、本人負担分を毎月の給料から天引きする制度が有り、事業所の事務担当者が各自の保険料を納付書により銀行で納付し、その領収書を各自の国民年金手帳に貼^はってくれていた。

私の場合も、時期は覚えていないが、事業所の社長から「国民年金保険料は20歳から納付する必要がある、保険料の半額を事業所が負担するので、さかのぼってでも保険料を納めるよう」に言われ、自分の貯金から用意した10万円以上の現金を事業所の事務担当者に渡して、20歳までさかのぼって保険料を事務担当者に納付してもらった記憶が有る。

申立期間当時の給料明細は残っていないが、昭和52年3月から56年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和56年12月ごろであり、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、52年3月から53年12月までの期間は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

ところで、申立人は、申立期間当時に勤務していた事業所では、従業員の国民年金保険料の半分を事業所が負担する制度が有り、事業所の事務担当者が各自の保険料を納付書により銀行で納付し、その領収書を各自の国民年金

手帳に貼^はってくれていたとしているところ、当時の事業主及び事務担当者は、当該制度が有ったと証言しており、申立内容と符合している。

また、申立人は、自分の貯金から用意した10万円以上の現金を事業所の事務担当者に渡して、申立期間の保険料を事務担当者に納付してもらった記憶が有るとしているところ、申立期間直後の昭和56年4月から同年12月までの9か月分の保険料は申立人の手帳記号番号が払い出された直後の57年1月17日に一括納付されていることが、申立人の国民年金手帳に貼^{ちようふ}付された領収書により確認できるとともに、上記9か月分の保険料の半額と申立人の手帳記号番号の払出時点で制度上保険料を納付することができた54年1月から56年3月までの保険料の合計額は、申立人が納付したと主張する金額とおおむね合致する。

さらに、申立人と同様に保険料をさかのぼって納付したと申立人が記憶する元同僚の納付状況を見ると、国民年金手帳記号番号の払出時点でさかのぼって保険料を納付することができた期間の元同僚の保険料はすべて納付済みである上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人が、申立期間のうち、制度上保険料を納付できた昭和54年1月から56年3月までの保険料を過年度納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで

昭和36年4月ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に保険料を空白無く現金で納め続けてきたのに、未納期間があるとは納付できない。また、こちらからの社会保険事務所への記録照会によって初めて納付期間の追加や重複による還付が認められるなど、事務処理の仕方及び当時の

集金人制度のあり方等に多大の疑問を持っており、救済措置を講じていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年4月に国民年金に加入して以来、毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を現金で継続納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人が所持する市の国民年金保険料受領書から、申立期間を除く昭和40年度から48年度までの保険料を集金人に毎月納付していることが確認でき、申立人夫婦は継続して保険料を納付する意思があったものと認められる。

また、申立人が申立期間に連なる昭和47年4月の保険料を納付したのは、同年4月5日であることが国民年金保険料受領書から確認できる。この時期は、申立期間の保険料を市の集金人が収納できる時期であり、保険料を継続して集金人に納めていた場合、年度途中の46年7月から47年3月までの9か月間の保険料が未納のままとされることは不自然である。

さらに、社会保険事務所では、本来、保管されるべき申立人の特殊台帳が保管されていないなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

加えて、申立人夫婦は、申立期間を除くすべての期間の国民年金保険料を完納しているなど、納付意識が高かったものとみてとれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 39 年 1 月 21 日まで

昭和 36 年 3 月から 39 年 1 月までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、40 年 1 月 18 日に脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

厚生年金保険加入期間に疑義は無いが、脱退手当金という制度も知らなかったし、請求した覚えも無い。もし、知っていたなら、その後の厚生年金保険加入期間についても、結婚とか出産とかでお金が必要だったので、脱退手当金を受けたはずである。

また、脱退手当金が支払われたとされる時期には、実家のあった A 県に帰り、家業の手伝いをしていたので、脱退手当金を請求することは不自然と思う。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年後の昭和 40 年 1 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 39 年 1 月に B 社を退職しているが、当時、19 歳で結婚予定も無く、母が病気であったとの理由で A 県の実家に帰郷していることのほか、脱退手当金が支給決定された約 3 か月後の 40 年 4 月には就職していることから、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、引き続き勤務する意思があったと考えられ、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間以後の約 3 年間の厚生年金保険被保険者加入期間

について、「退職後、出産等でお金が必要だったので、脱退手当金の制度を知っていたら請求していたはずである。」としているところ、申立人の婚姻日は最後の勤務先であるC社の約3か月前であることが確認でき、陳述内容には具体性がある。

これらの理由とその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和31年6月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日を昭和32年9月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和31年6月から同年8月までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和32年7月1日から同年9月26日まで

私は、昭和31年5月1日付けでA社B支店長に任命されて以降、支店間の異動はあったが、退職するまで継続して勤務していた。しかるに、厚生年金保険の加入記録に未加入期間が数か所あり、特に申立期間の①と②については、喪失日と取得日が月をまたがり年金記録で未加入期間が生じているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②におけるA社での在職については、A社提出の人事記録において、昭和31年6月1日入社、60年4月1日退社とあり、申立期間に係る記録としては、31年6月1日B支店長、32年6月10日C支店長と記録されていることから、入社日が申立人主張の日とは1か月異なるものの、申立人は31年6月1日から60年4月1日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の本社人事部からは、「当時は、D職種の者は歩合制であったため、一部の優秀なD業務従事者しか社会保険に加入させていなかったが、申立

人のような支店長は、月給制であり社会保険の加入対象となっていたはずである。すべての支店、営業所の給与や社会保険料等の控除は本社で一括して経理し、本社で一括して社会保険庁等に納付していた。被保険者資格の取得及び喪失手続は各支店で行っていたものの、各支店では、本社からの給与明細に基づき給与袋に袋詰めしていただけており、当時の申立人の給与も本社で経理していたことから、申立期間①及び②に係る社会保険料の控除ももちろんあったと思う。」との陳述が得られ、これらは申立人の陳述内容とも符合している。

また、申立人のA社における被保険者記録をみると、E支店からF支店への転勤に際し、E支店での資格喪失日が昭和37年12月11日、F支店での資格取得日が同年12月16日となっており、被保険者期間には影響が無いものの、空白期間が生じており、当時の支店間異動に伴う資格の取得及び喪失手続において事務的過誤とみられる事象もうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうちA社B支店長に就任した昭和31年6月から同年8月までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人がA社B支店長に就任し、B支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、A社本社において被保険者の資格の取得及び喪失手続を行うべきところ、何らかの事情により事務的過誤が生じたものと考えられる。

次に、申立期間②に係る厚生年金保険料については、上記の理由に加え、同一企業内での支店間異動であることから引き続き給与から控除されていたと認められるところ、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間②の後の昭和32年9月26日となっていることから、申立人はC支店が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでの間は、従前の勤務地であるB支店において被保険者資格を継続すべきであったところ、支店間の連携不足等の何らかの事情により資格の取得及び喪失手続に空白が生ずる結果となったものと考えられる。

一方、申立人は、「C支店の職員は全員現地で採用しており、申立期間②に当たる昭和32年7月ごろには10名ぐらいの職員がいた。」との陳述があったものの、申立人と一緒に開設準備に当たった当時の同僚等は、住所不明のため照会もできず、これを裏付ける陳述を得ることはできなかった。

他方、申立期間①のうち昭和31年5月1日から同年6月1日までの期間については、A社における在籍及び保険料控除をうかがわせる事情等も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、標準報酬月額については、申立期間①のうち昭和31年6月から同年8月までの期間及び申立期間②については、社会保険庁の記録から、それぞれ1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①については、A社の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失わ

れたとは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、また、申立期間②については、上記のとおり、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得日を届け、これらの結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年6月から同年8月までの期間、32年7月及び同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 15 日から 30 年 1 月 18 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 8 月 26 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 26 日から同年 2 月 2 日まで
④ 昭和 33 年 7 月 18 日から同年 8 月 20 日まで
⑤ 昭和 33 年 10 月 15 日から 34 年 4 月 8 日まで
⑥ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 7 月 15 日まで
⑦ 昭和 34 年 8 月 3 日から 36 年 2 月 18 日まで

申立期間については、昭和 36 年 5 月に脱退手当金として支給されているとのことだが、当時は脱退手当金の内容も知らなかったし、ずっと働き続けようと考えていたので、請求したことは無いし、受給した記憶も無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に間にあるA社の被保険者期間である昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 3 月 25 日の 9 か月間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間のうち 6 回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、B社の被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がみられるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 123 円相違している。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和37年9月21日から38年1月17日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①についての資格取得日に係る記録を37年9月21日、資格喪失日に係る記録を38年1月17日に、また、申立期間②についての資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、申立期間①及び②に係る標準報酬月額をいずれも1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料については納付する義務を履行しておらず、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料については明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月16日から38年1月17日まで
② 昭和38年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和37年9月16日にA社に入社、48年11月3日に退職するまで継続勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が38年1月17日からの加入とされている。また、同年6月21日付けで、B営業所からC営業所へ異動した際の厚生年金保険の記録が、1か月の未加入期間とされている。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①のうち昭和37年9月21日から38年1月17日まで期間及び申立期間②においてA社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚の陳述により認められる。

そこで、申立期間①についてみると、同社からは雇用保険と社会保険とは同時に加入させているとの陳述が得られたところ、申立人と同時期に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した複数名の者について、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が同日ないし同月内となっていることが確認できることを踏まえると、申立人についても昭和37年9月21日の雇用保険の資格取得時には

厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年1月17日にA社B工場で資格を取得するまでの間も給与から厚生年金保険料を控除されていたものとするのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和38年1月の資格取得時の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、申立人はD営業所長であった上司と同じ日に、C営業所に異動になったと陳述しており、その上司の資格取得日が昭和38年6月21日と確認できることから、申立人の同社C営業所での資格取得日も同日であることが推認できる。また、同一会社の事業所間異動であることから、引き続き給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和38年7月の資格取得時の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 8 日から 39 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した昭和34年7月から39年4月までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

同社の退職は昭和39年4月末とされているが、38年12月7日に結婚しているため、その1か月ほど前の同年11月には退職しているはずである。

また、脱退手当金が支給されたとする昭和40年3月ごろは、夫の事業の手伝いや子育てに忙しく、社会保険事務所へは行けなかった。

脱退手当金は請求していないし、厚生年金保険の記録にも不審な点がある。脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和40年3月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人は昭和38年12月7日に婚姻し改姓しているが、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む2回の被保険者期間のうち、申立期間前の最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（616,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を616,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（616,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（616,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（226,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を226,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（226,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（226,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（517,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を517,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（517,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（517,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（340,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を340,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（340,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（340,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（267,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を267,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（267,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（267,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（283,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を283,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（283,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（283,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（1,500,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1,500,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（1,500,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（1,500,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（447,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を447,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（447,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（447,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（380,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を380,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（380,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（380,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成元年 6 月まで

昭和 58 年ごろ、私の夫が病気で倒れ、自営していた店の収入が少なくなり、生活も苦しくなったので、私が市役所に国民年金保険料の納付に関する相談に行ったところ、保険料の免除申請制度があることを知り、私が夫婦二人分の保険料の免除申請を行った。

また、明確な時期は記憶していないが、夫が再度入院した時に、夫の申立期間の保険料の免除申請の手続を私が行ったと思うので、昭和 61 年 10 月から平成元年 6 月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が再度入院した時に、申立人の申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、申立人が再入院に至った病気の発病時期は昭和 63 年 9 月ごろであることが申立人の死亡診断書により確認でき、この時点では、申立期間の大半は、制度上保険料の免除申請ができない期間である。

また、申立期間の保険料の免除申請手続をめぐる申立人の妻の記憶はあいまいである上、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 33 か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申込人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年3月まで
社会保険事務所に納付記録を確認したところ、昭和36年11月から39年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。
国民年金は、姉と一緒に加入手続して以降、3か月に1回ぐらいの割合で、昭和40年ごろまで姉妹二人分をまとめて納付していたと記憶している。
申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉と一緒に国民年金に加入して以降、姉妹二人分をまとめて国民年金保険料を納付してきたとしている。

記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年6月15日に払い出されており、同時に加入したとする申立人の姉とは連番となっていることが確認できるほか、申立人の特殊台帳を見ると国民年金被保険者資格の取得は同年4月1日であることが確認できる。また、同時に加入した申立人の姉が所持している国民年金手帳を見ると、発行日は同年6月3日となっているほか、資格取得欄は同年4月1日となっていることが確認できる。これらのことから、申立期間に係る国民年金は未加入期間となっていることが推認できる。

また、同手帳の昭和39年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和39年4月から同年8月までの欄には、同年8月5日付けの検認印が押されていることが確認できることから、同日が申立人の国民年金保険料の納付の始期であると考えるのが相当である。

さらに、申立人には国民年金加入時に過年度保険料を一括納付したとの記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1931

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から42年3月まで
母親が国民年金の加入手続をしてくれ、以後、両親の経営していた商店と一緒に働いている時に母親が店頭で、集金人に、3か月ごとに国民年金保険料を支払っていたのを見ていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が店頭で集金人に申立人の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人が所持している国民年金手帳（昭和41年6月1日発行）を見ると、申立期間のうち昭和41年度に係る印紙検認記録欄に検認印が認められないほか、手帳右側の印紙検認台帳に印紙の貼付が無く、切り取られてもいない。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市が昭和41年6月1日に職権適用により払い出していることが確認でき、職権適用までは未加入であったとみられる。

また、この払出時点においては、申立期間のうち昭和37年7月から38年12月までの国民年金保険料は制度上納付することはできない。

さらに、申立てどおり、昭和37年7月以降の申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の取得が必要であるが、各種氏名検索等を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、加入手続や保険料納付について直接関与しておらず、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から52年3月までの期間及び平成6年9月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から52年3月まで
② 平成6年9月から11年1月まで

同居していた母親が市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、年金保険料を納めてくれていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月29日に払い出されており、この払出時点において、申立期間①は、制度上納付できない。

また、強制加入被保険者の資格取得年月日が昭和48年6月1日となっており、46年6月から48年5月までは国民年金の未加入期間に当たることから、この期間の保険料の納付はできない期間でもある。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和52年度及び53年度分は、過年度納付されていることから、昭和54年5月に年金手帳記号番号が払い出された後、その時点において過年度納付が可能であったこれら両年度分をさかのぼって納付したものとみられる。

加えて、申立てどおり、申立期間①に係る国民年金保険料を納付するには、別の年金手帳記号番号の取得が必要であるが、各種氏名検索等を行っても申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、昭和54年5月に国民年金手帳記号番号が払い出された後、厚生年金保険適用事業所への就職に伴い57年2月に資格喪失届を行って以降、平成11年8月まで資格取得届を行っていないため、申立期間②の期間は、国民年金の未加入期間となっており、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親は平成10

年に故人となっているが、母親の死去後、申立人は自身で国民年金保険料を納付したことは無いとも陳述している。

さらに、申立人は、平成10年4月にA市からB市に住所を変更し、申立人は、B市で加入手続を行ったとしているが、B市では申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらなかった。

このほか、申立人は、加入手続や保険料納付について直接関与しておらず、また、申立期間①及び②における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1933

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から46年3月

私は、年金問題が世間で騒がれた平成19年ごろだったと思うが、社会保険事務所に私達夫婦二人分の国民年金記録を確認したところ、記録が消えていたので、夫婦一緒に申立てをした。

夫婦二人分の保険料は、義姉の夫が、妻の実家に集金に来ていた集金人に義姉夫婦分と一緒に支払ってくれていたはずであるので、未納とされているのは、納得いかない。未納とされている期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が会社を退職した昭和40年5月から、妻の姉の夫が、妻の実家に集金に来ていた集金人に、妻の姉夫婦分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年2月1日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、この払出時点は、特例納付が可能な期間内であるものの、申立人の妻は、姉の夫がほかの家族分と一緒に集金人に現年度納付していたが、過去の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述しており、申立人の納付は、46年4月の現年度納付から始まったと考えるのが自然である。

また、一緒に納付していたとする妻の母親及び妻の姉夫婦の同手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年5月26日にこれら3人が連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から分かる。また、これら3人の納付記録をみると、いずれも申立期間は納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立人のA市被保険者名簿をみると、昭和47年2月17日に国民年金被保険者資格取得届を行い、国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得し、その後、53年6月29日に資格喪失届を行い、同年6月1日付けで資格を喪失していることが確認できる。

なお、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間当時の払出簿（約 33,000 件）をすべて調査するとともに、各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人に保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から46年3月

私は、年金問題が世間で騒がれた平成19年ごろだったと思うが、社会保険事務所に私達夫婦二人分の国民年金記録を確認したところ、記録が消えていたので、夫婦一緒に申立てをした。

夫婦二人分の保険料は、姉の夫が、私の実家に集金に来ていた集金人に姉夫婦分と一緒に支払ってくれていたはずであるので、未納とされているのは、納得がいかない。未納とされている期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月から、同居していた姉の夫が、申立人の実家に集金に来ていた集金人に、姉夫婦分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年2月1日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、この払出時点は、特例納付が可能な期間内であるものの、申立人は、姉の夫がほかの家族分と一緒に集金人に現年度納付していたが、過去の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述しており、申立人の納付は、46年4月の現年度納付から始まったと考えるのが自然である。

また、一緒に納付していたとする母及び姉夫婦の同手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年5月26日にこれら3人が連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から分かる。また、これら3人の納付記録をみると、いずれも申立期間は納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立人のA市被保険者名簿をみると、昭和47年2月17日に国民年金被保険者資格取得届を行い、38年11月3日に強制加入被保険者資格を取得し、その後、53年6月1日に任意加入被保険者資格を取得し、61年4月1日に再び強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、申

立期間当時の払出簿（約 45,000 件）をすべて調査するとともに、各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人に保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から54年3月まで
昭和49年に会社を辞めた後に、妻が国民年金の加入手続きを行ってくれ、それ以降、A銀行（現在は、B銀行）の預金口座からの振替により保険料を納付していた。

当時行っていたC業の仕事は順調であり、納付義務のある国民年金保険料を納付しないということはありません。

社会保険事務所の納付記録によると、昭和54年4月以降は納付済みになっているが、申立期間の保険料も納付していたはずであり、納付記録が無いことには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に会社を辞めた後に妻が国民年金の加入手続きを行ってくれ、それ以降、口座振替により保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は54年5月に妻と連番で払い出されており、申立人の資格取得日は同年4月1日となっている。このため、当該手帳記号番号に係る記録では、申立期間は被保険者資格の無い未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡や事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人自身は保険料納付に直接関与していない上、保険料納付を担っていたとする申立人の妻も申立期間は未加入となっており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月

私は、平成7年9月に勤めていた会社から早期退職の勧奨を受け、退職すると同時に、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出と自分の国民年金の加入手続を行った。その時に、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局か金融機関の窓口で納付した。

その後も何度か転職をしたが、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行い、保険料を納付しているのに、申立期間に係る国民年金保険料については納付した記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、同月分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は基礎年金番号導入後の9年3月1日とされていることから、申立人に対して申立期間に係る納付書は発行されていないと考えられる。

また、A市の記録によると、申立人の妻の申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が平成8年7月3日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、社会保険事務所の記録により、その納付日は平成9年5月30日であることが確認でき、7年9月に申立人と一緒に種別変更の手続及び保険料納付を行ったとする申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの期間、53年4月から58年3月までの期間、61年4月から平成4年3月までの期間及び5年4月から18年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から51年3月まで
② 昭和53年4月から58年3月まで
③ 昭和61年4月から平成4年3月まで
④ 平成5年4月から18年4月まで

私は、昭和49年9月に結婚し、その後妻が市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれ、国民年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料の納付については、妻に任せきりであったので納付方法や納付金額などはよく分からないが、申立期間の保険料はいずれも妻が納付してくれたはずである。

申立期間④のうち、平成5年4月から10年2月までは離婚期間中であったが、自宅に送付されてきた納付書を妻に渡して納付を依頼していたので、妻は間違いなく納付してくれていたと思う。

以上の事情にもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に結婚した後に妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申し立てしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は52年1月19日に連番で払い出されており、昭和51年度及び52年度の保険料は夫婦二人分共に納付済みとなっている。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料は妻が納付してくれたはずであると申し立てしているが、申立人の妻に係る申立期間の納付記録をみる

と、一部の期間が申請免除又は法定免除期間とされ、大半の期間は未納となっている。また、申立人の妻は、申立期間当時は生活が困窮しており保険料を納付できる状況ではなく、納付した覚えも無いと陳述している。

さらに、申立期間②について、申立人及びその妻の特殊台帳により、夫婦共に社会保険事務所から毎年度保険料納付の催告を受けている状況が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年6月まで

私は平成4年6月に結婚した際、夫から国民年金に加入するように言われたので、すぐにA市役所に行って国民年金の加入手続をした。

この時に、今までの未納保険料をさかのぼって支払うよう言われたので、約30万円を銀行口座から引き出して市役所の窓口でまとめて納付した。領収書については国民年金手帳がその代わりであるとして発行されなかった。

しかし、さかのぼって納付したはずの保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した平成4年6月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録等により5年8月18日ごろに払い出されていることが推定でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料は時効到来のため制度上納付することができず、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等も見当たらなかった。

また、A市役所では当時過年度保険料を取り扱っておらず、市役所窓口における保険料の収納業務も行っていなかったとしていることから、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年2月までの期間及び同年3月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年2月まで
② 昭和49年3月から50年2月まで

私は昭和49年2月に結婚して、同年3月ごろにA市役所で手続の詳細は覚えていないが、何かしらの手続を行った。

国民年金保険料は、市役所から納付書が送付されてきて、その金額は覚えていないが、駅前の銀行で納付していた。

昭和52年ごろだと思うが、48年12月から50年2月までの期間の保険料が未納になっていること知り、社会保険事務所にこの未納期間の領収書を持参したところ「記録を訂正しておきます。」と言われ、その領収書は回収された。

それなのに、結婚前の期間である申立期間①と、結婚後の期間である申立期間②の保険料が、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市役所で何かしらの手続を行ったと申し立てしているところ、A市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和52年2月28日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間①及び②の期間は国民年金に未加入の期間となっている。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿をみても、申立人の国民年金手帳記号番号はA市の記録と同様に昭和52年2月に払い出されていることが確認でき、この払出時点では、申立期間①及び②の期間は制度上、国民年金保険料を納付することができない。

そこで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた可能性につい

て確認するため、氏名の別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は国民年金の加入手続の詳細や、納付した保険料の具体的な金額は記憶しておらず、申立てに係る申立人の記憶はあいまいである。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

昭和47年5月ごろ、母に国民年金への加入手続と20歳までさかのぼった期間の保険料を支払ってもらい、同時に48年3月までの保険料と付加保険料も一緒に支払ってもらった。その時、母がもってきたねずみ色の年金手帳は、58年に廃棄してしまった。

その後、昭和48年度及び49年度の保険料は付加保険料とともに母又は私が前納した。

保険料を納付していたことは間違いないので、記録を調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月ごろ、母に国民年金への加入手続及び20歳までさかのぼった期間の保険料を納付してもらうとともに、現年度保険料及び付加保険料も納付してもらった。その後、昭和48年度及び49年度の国民年金保険料及び付加保険料は申立人又は申立人の母が前納したと申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入状況をみると、昭和53年9月27日に加入の届出がなされていることが確認できるが、届出日からすると申立期間の国民年金保険料及び付加保険料については、制度上納付することができない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間のうち昭和46年1月から48年3月までの期間の保険料の納付については申立人の母が行ったとし、申立人は直接関与しておらず、加入手続時及び保険料納付時の状況等は不明である。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続について、当初は申立人自身が行っていたとしていたが、事後の聞き取り時に母に依頼し行ってもらったとしたり、昭和46年度の保険料の納付時期や納付場所及び昭和48年4月から50年

3月までの期間の保険料を納付した者についての陳述が変遷する等、申立人の国民年金保険料及び付加保険料の納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、類似氏名検索及び昭和45年1月から53年4月までの期間について国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

なお、申立人から国民年金に加入したことを聞き、申立人が保険料を納付していたとする、当時申立人が勤務していたA社の社長夫妻の陳述及び申立人に付加保険料の納付を勧めたとする友人の陳述があるものの、それぞれ申立人から国民年金に加入したことを聞いた時期、加入を勧めたとする時期の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間にかかる国民年金保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年7月までの期間、57年12月から58年6月までの期間、59年5月及び同年6月、59年10月から60年3月までの期間及び60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から同年7月まで
② 昭和57年12月から58年6月まで
③ 昭和59年5月及び同年6月
④ 昭和59年10月から60年3月まで
⑤ 昭和60年12月

母から「月に800円か900円を支払っていただければ年金をもらえるので、国民年金はきちんと掛けるように」と言われていたため、厚生年金保険のある会社を辞めた昭和48年に国民年金に加入した。

その後も厚生年金保険の会社を辞めるごとにA市役所で国民年金への加入手続と保険料の支払いをしていた。

平成10年8月3日にA市役所で「せっかく年金を掛けているのに年金手帳に記入していなければ掛け損になります。」と言われ、市の職員が年金手帳に日付を記入してくれたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金適用事業所を退社後の昭和48年に国民年金に加入し、以後、厚生年金保険適用事業所を退社する毎に国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、A市の記録から申立人の国民年金への加入届出日は平成10年8月3日であり、同日にそれまでの国民年金加入期間が整理、記録されたことが確認できる。

この場合、申立期間すべてについて、当時は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人はこれまでに保有していた年金手帳は、現在所持する三制度共通の年金手帳のみであり、ほかに年金手帳を所持したことは無いと陳述しており、この手帳で申立期間における国民年金と厚生年金保険の切替を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金の記号番号の記載は見られない。

さらに、申立人は、保険料納付時の状況についての記憶が曖昧である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読検索及び手帳記号番号簿の縦覧点検を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

平成元年7月ごろ、母に勧められ国民年金に加入した。国民年金の加入手続は母が行い、毎月の保険料は私が母に渡して支払いに行ってもらっていた。領収書に関しては平成19年に転居するまで私が所持していた。加入手続の際、国民年金手帳の交付を受けたが、新しい年金手帳が発行された際、最初に交付を受けた基礎年金番号と異なる基礎年金番号だった。最初の年金手帳はA市役所で回収された。

今までにA市で年金手帳を3回紛失し再発行を受けたが、3回とも基礎年金番号が異なっていた。

未納とされていることに納得がいかないため、調査し納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、その前後の手帳記号番号の被保険者の資格取得日などから、平成3年6月29日から同年8月27日までの間に交付されていることが確認でき、この場合、申立期間である元年7月から3年3月までの期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことはないと陳述している上、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、申立人は国民年金保険料を母に預け母が納付していたとして、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である上、申立人の保険料額についての記憶もあいまいである。

さらに、申立人の保険料の納付状況を見ると、平成3年9月2日に平成3年度の保険料を一括して納付されており、4年度からは申立人の母及び当時同居

していた申立人の兄と同一日に期限内納付されていることが確認できることから、申立人の納付の始期は平成3年9月2日であるとみるのが相当である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年3月まで

昭和38年4月にそれまで勤めていた会社を辞めて独立した時に、国民年金に加入したと思う。

結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に支払っていた。

昭和50年ごろ、今なら過去にさかのぼって保険料を支払えるとののがきが来たので、夫婦共に過去に支払っていなかった期間の夫婦二人分の保険料を一括納付したと記憶している。

一括納付した場所や金額については覚えていないが、過去の未納の期間を埋めるため夫婦共にさかのぼって夫婦二人分を納付したのに、未納とされている期間があることや、夫婦間で納付済みとなっている期間が違うことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険適用事業所を退社後の、昭和38年4月に国民年金に加入し、結婚後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。また、50年ごろ、それまで未納となっていた期間の夫婦二人分の保険料を夫婦共に遡^{そきゅう}及納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和50年12月8日であることが社会保険庁の記録から確認でき、この場合、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなる。

また、申立人は自身が国民年金への加入手続及び結婚するまでの期間の保険料の納付を行っていたとするものの、加入手続、保険料納付方法及び納付場所の記憶が曖昧^{あいまい}である。

さらに、結婚後の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立

人の妻は、保険料納付時の状況や集金人が国民年金保険料の集金人であったか否かの記憶が曖昧である。

加えて、申立人はこれまでに保有していた年金手帳について、昭和50年12月8日に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

次に、申立人夫婦は昭和50年ごろ、過去の保険料を遡及納付したとするところ、同年12月31日までは特例納付期間中であったことが確認できる。

そこで、申立人夫婦の保険料納付状況を見ると、昭和50年12月に夫婦二人分を共に過年度納付が可能な期間を最大限さかのぼった48年1月まで過年度納付していることが確認でき、さらに申立人については、46年4月から47年12月までの期間の保険料について特例納付していることが確認できる。

また、申立人は、この特例納付及び過年度納付を行うことによって、国民年金の受給権の確保が可能となり、申立人の妻にあっては、特例納付をしなくとも受給権の確保が可能であったことがみてとれる。

さらに、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であることを踏まえると、申立人はこの期間についてのみ、受給権確保の観点から遡及納付を行ったものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 47 年 12 月まで

国民年金への加入手続と結婚するまでの保険料の支払いは父がしてくれており、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を集金人に支払っていた。

昭和 50 年ごろ、今なら過去にさかのぼって保険料を支払えるとののがきが来たので、夫婦共に過去に支払っていなかった期間の夫婦二人分の保険料を一括納付したと記憶している。

一括納付した場所や金額については覚えていないが、過去の未納の期間を埋めるため夫婦共にさかのぼって夫婦二人分を納付したのに、未納とされている期間があることや、夫婦間で納付済みとなっている期間が違うことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び結婚するまでの期間の国民年金保険料の支払は父がしてくれており、結婚後は申立人が夫婦二人分の保険料を納付していた。また、昭和 50 年ごろ、それまで未納となっていた期間の夫婦二人分の保険料を夫婦共に遡^{そきゅう}及納付したと申し立てている。

まず、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は昭和 36 年 12 月 15 日に払い出され、申立人が結婚するまでの期間の保険料については、昭和 38 年度のみが納付済期間となっていることが確認できる。

しかし、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続を行い結婚するまでの期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父は既に死亡しているため、国民年金への加入時の状

況及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人と同日に連番で手帳記号番号が払い出されている兄夫婦のうち納付記録が確認できる兄についても申立人と同様、昭和 38 年度のみが納付済期間となっている。

次に、申立期間②についてみると、結婚後は申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとすると、申立人は、保険料の納付時の状況や集金人が国民年金保険料の集金人であったか否かの記憶が曖昧である。

ところで、申立人は昭和 50 年ごろ、夫婦共に過去の夫婦二人分の保険料を遡及納付したとすると、同年 12 月 31 日までは特例納付期間中であったことが確認できる。

そこで、申立人夫婦の保険料納付状況を見ると、昭和 50 年 12 月に夫婦二人分を共に過年度納付が可能な期間を最大限さかのぼった 48 年 1 月まで過年度納付していることが確認でき、さらに申立人の夫については、46 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の保険料について特例納付していることが確認できる。

また、申立人の夫は、この特例納付及び過年度納付を行うことによって、国民年金の受給権の確保が可能となり、申立人にとっては、特例納付をしなくとも受給権の確保が可能であったことがみてとれる。

さらに、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であることを踏まえると、申立人は特例納付することなく、昭和 48 年 1 月までの期間についてのみ遡及納付を行ったものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

申立期間中、両親が加入手続をして、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。

両親によると、毎月、Kさん、その後Nさんとおっしゃる方が集金に来られており、両者とも自宅から50メートルから100メートル以内の方だったので、きちんと納付していたと言っており未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が自分たち二人分と一緒に申立人の保険料も集金人に納付してくれていたのに自分だけ未納とされていることに納得がいかないとして申し立てている。

まず、申立人及びその両親の国民年金への加入時期をみると、申立人の両親の手帳記号番号は昭和36年1月14日に、一方、申立人のそれは51年5月31日に、それぞれ払い出されていることが確認できる。この場合、申立人の両親は申立期間について現年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間のうちの47年2月から49年3月までの期間は制度上納付することができず、同年4月から51年3月までの間は過年度納付することとなり、両親と一緒に納付してくれていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について、申立人は関与しておらず、加入手続をし、保険料を納付していたとする申立人の両親の納付をめぐる記憶はあいまいである。

加えて、申立期間について集金人に保険料を納付していたとした場合、納付が継続しているにもかかわらず別の手帳記号番号を払い出すとは考え難い上、縦覧検索及び氏名の別読み検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうか

がわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの期間、49年3月、51年4月から同年7月までの期間、55年10月から60年3月までの期間、62年1月から平成元年3月までの期間、5年11月から7年3月までの期間及び11年4月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年3月まで
② 昭和49年3月
③ 昭和51年4月から同年7月まで
④ 昭和55年10月から60年3月まで
⑤ 昭和62年1月から平成元年3月まで
⑥ 平成5年11月から7年3月まで
⑦ 平成11年4月から16年6月まで

私は、58歳になったとき社会保険庁から年金記録の通知が来たので社会保険事務所で確認を求めたところ、納めているはずの期間の保険料が未納とされているので納得できない。

国民年金の加入手続や免除申請については、私自身は手続していない。保険料の納付は妻に任せていたので詳しくは述べられないが、経済的には困っていなかったため保険料は納付していたはずである。

昭和55年10月から60年3月まではA業をしていたので経済的には困っておらず国民年金の保険料は滞納していない。また免除申請もしていない。

昭和62年1月から平成元年3月まで免除期間とされているが、昭和62年から63年にかけては友人がA業の事務所を開設したとき、そこで働いていたため免除申請をすることは無く保険料は納めていた。

平成5年11月から7年3月まで免除期間となっているが、2年から独立し個人でA業を開業していた。当時はバブル期であり、商売も順調であった。5年頃入院したが当時3千万円程の貯蓄もあったため、免除申請を

することは無く保険料を納めていた。

平成 11 年 4 月から 16 年 6 月まで免除期間とされているが、13 年以降に法人格を売却したのでその収益もあり、経済的には困っておらず保険料は納めていたはずである。

免除申請について、当時の書類が残っておれば筆跡から妻が届けたものであるか分かるが、書類が保管されていないことについて疑念がある。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 47 年 12 月以降の国民年金加入期間のうち 60 年 4 月から 61 年 12 月までの期間を除いた期間の、国民年金保険料について、申立人の妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 48 年 8 月 24 日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において申立期間①（47 年 12 月から 48 年 3 月までの期間）の保険料は過年度納付、その他の申立期間の保険料は現年度納付することが可能であることが分かる。

しかし、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付に関与していたとする妻の納付記録をみると、申立期間と重なる期間の大半が未納または申請免除の記録となっていることが分かる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料の納付方法について具体的な陳述が無く、申立期間当時は経済的に苦しいときがあり、時期は定かでないものの何回かは保険料納付の免除を申請した記憶があると陳述しており、免除申請を行ったことが無いとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は昭和 47 年以降 B 市から転出したことが無く、同一市町村で 7 回も保険料収納の事務的過誤が生じたと考えることは不自然であり、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性を調査したが申立人の記録は見当たらず、各種の氏名の検索を行っても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和15年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 昭和36年4月から39年12月まで
② 昭和40年1月から41年10月まで
③ 昭和41年11月から44年3月まで

申立期間①について、昭和36年ごろ、母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、以後、私を実家に来ていた女性の集金人に保険料として100円を支払い、シールのようなものをもらって手帳に貼っていた。当時の手帳は処分したが、旧姓の「B」の名前が書いてあった。また、その手帳は、現在所持している手帳と似たような色だったが、番号が違っていったような記憶がある。

申立期間②について、昭和39年12月、C市に転居して、市役所で婚姻届と一緒に国民年金の手続も行い、手帳に住所変更の記載をしてもらった。その後、自宅に来ていた集金人に、夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を支払っていた。最初のころの1か月分の保険料は一人100円だったが、徐々にあがっていったと思う。C市でも最初は保険料を支払うとシールのようなものをもらっていたが、途中から手帳に検認印を押すようになった。C市にいる間はずっと同じ手帳だったと思う。

申立期間③について、D市に転居してからも市役所で住所変更の手続を行った際、手帳に住所変更の記載をもらい、以後、夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金が発足した昭和36年に母親がA市で国民年金の加入手続を行い、以後、申立人が結婚し、C市に転出した39年12月まで自身が集金人に保険料を納付し、40年1月以降も、自身が夫の分と併せて二人分の保険

料を自宅に来ていた集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年12月26日であることが同手帳記号番号払出簿から確認できるが、申立人の前後の手帳記号番号を有する被保険者の納付記録から、44年8月ごろに払い出されたものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、払出時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から41年12月までの期間の保険料は、制度上納付することができず、42年1月から44年3月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であることが分かるが、申立人は保険料を集金人に納付し、過去の未納保険料をさかのぼって納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、昭和41年7月23日に、夫婦連番で別の手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるが、同手帳記号番号は、夫婦共に取消となっていることが分かる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月まで

学校を卒業して、知人の A 社でアルバイトを始めた昭和 58 年春ごろ、亡くなった父親から、「社会人になったのだから、これからは出来るだけ、自分の分のお金は自分で払うようにしなさい。」と言われた記憶がある。

それが国民年金保険料のことを指していたのかははっきりしないが、父親は几帳面な性格であり、私の国民年金加入手続と当初の保険料納付をしていてくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、直接、国民年金加入手続等に関与しておらず、自身が学校を卒業した昭和 58 年春ごろまでに父親が加入手続をしてくれ、また、保険料の納付もしてくれていたはずであると申し立てているが、父親は既に死亡しているため、当時の詳しい経緯は不明である。

そこで、社会保険庁の加入記録をみると、申立人は昭和 57 年 6 月 17 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得し、A 社に正式採用された 60 年 4 月 1 日に資格を喪失、A 社を退職した平成元年 4 月 1 日に再取得、同月 3 日に 3 号被保険者へ種別変更されていることが確認できるが、これら資格の取得及び喪失の手続に関する申立人の記憶もあいまいである。

また、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の記録からみて、平成 4 年 4 月ごろと推定され、この加入時点において、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間について手帳記号番号払出簿の

内容をすべて視認したほか、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年6月まで

昭和60年3月に退職後、A市役所で国民健康保険の手續とともに国民年金への加入手続を行った。しかし、さかのぼって国民年金保険料を納付したことはおそらく無いと思う。加入後は納付書を使用して年金保険料を納付したと思うが、どのような納付書だったか、年金保険料がいくらだったか等については覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和60年3月直後に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月から厚生年金保険被保険者資格を再取得した61年7月の前月まで、継続的に保険料を納付していると申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人は昭和61年9月22日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間の保険料は過年度納付が、同年4月から同年6月までの期間の保険料は現年度納付が可能であることが分かる。

しかし、申立人は過去の未納保険料をさかのぼって納付したことは無いと陳述しているうえ、納付方法や金額等についての記憶はあいまいであり、また、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から63年1月までの期間、同年8月から平成元年7月までの期間及び同年12月から3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月から63年1月まで
② 昭和63年8月から平成元年7月まで
③ 平成元年12月から3年4月まで

昭和58年3月に仕事を辞めた後、すぐに国民年金に加入しようとしたが、母が入院していたので、加入手続が同年6月ごろに遅れた。その時期以降、国民年金保険料を銀行又は市役所で納付した。61年4月ごろ、A市役所から年金の手続をするよう通知を受け取ったので、夫と一緒に同市役所へ出向き、年金手帳を受け取った。同手帳に、被保険者資格を取得した時期が同年4月と記載されていたので、その時期より前に私が納付した保険料の記録が失われているのではないかと心配になり、その旨を職員に伝えた。すると、職員は、心配しなくても記録は残っていると答えた。申立期間①のうち58年6月から61年3月の期間が未納であるのは納得がいかない。

また、申立期間①のうち、昭和61年4月から63年1月までの期間並びに申立期間②及び③については、納付書を使って現金で納付したので、同期間が国民年金3号被保険者とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月ごろにA市で国民年金加入手続を行い、同年6月以降平成14年8月までの国民年金加入期間の保険料を完納していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和61年5月25日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、A市の被保険者名簿をみると、同年4月1日に3号被保険者としてはじめて国民年金被保険者資

格を取得したことが分かる。このことは、同年4月ごろに市から送られた通知を受けて市役所へ出向き、年金手帳を受け取ったとする申立内容と符合している。

しかし、年金手帳交付時点において、申立期間①のうち昭和58年6月から61年3月までの期間（年金未加入）の保険料は、制度上納付することができず、同年4月から63年1月までの期間については、市が申立人を3号被保険者と認識している以上、納付書を発行したと考えることは不自然である。

また、申立人は、昭和58年6月に国民年金加入手続を行ったと陳述しているが、同年6月に手続を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

次に、申立期間②及び③についてみると、両期間は3号被保険者であることが市の被保険者名簿から確認でき、市が申立人を3号被保険者と認識している以上、納付書を発行したと考えることは不自然である。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月まで

下の子が1才ちょっとのころ(昭和56年ごろ)、下の子を背負って、市役所に行き、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料を一括で支払った。領収書は受け取っていない。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年ごろに国民年金の加入手続を行い、会社を退職した54年7月から56年3月までの国民年金保険料をさかのぼって、一括納付したと申し立てている。

そこで、A市の被保険者名簿をみると、申立人は、昭和56年4月7日に国民年金の加入手続(任意加入)を行っていることが確認でき、申立内容と符合している。

しかし、加入時点において、申立期間は、年金未加入期間であることから、制度上、同期間の保険料をさかのぼって納付することはできないことが分かる。

また、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの期間、47年1月から同年12月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び同年4月から57年11月までの期間の国民年金保険料のうちの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年12月まで
② 昭和47年1月から同年12月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和48年4月から57年11月まで

私は、昭和46年1月から同年12月までの定額保険料及び付加保険料を45年12月に、また、47年1月から同年12月までの定額保険料及び付加保険料を46年12月にそれぞれ一括してA市国民年金窓口で前納したが、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②とも、定額保険料については納付済みとされているものの付加保険料については未納とされており納付できない（申立期間①及び②）。

また、昭和47年12月に定額保険料は納付書により銀行で納付したが、当該納付書には付加保険料の金額が計上されていなかったため、付加保険料については市役所の国民年金窓口で現金で納付したが、社会保険庁の記録では、定額保険料については納付済みとされているものの、付加保険料については未納とされており納付できない（申立期間③）。

さらに、申立期間①②及び③に引き続き、付加保険料を納付する意思を有していたところ、昭和47年12月にA市国民年金窓口において、職員から付加保険料制度は廃止になった旨の教示を受け、このことにより、私は付加保険料納付の機会を奪われた。よって、申立期間④の付加保険料を今からでも納付できるようにしてほしい（申立期間④）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和44年11月にA市で国民年金に加入し、申立期間①の始期である46年1月から付加保険料を納付し始めたと陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人が付加納付の申し出を行ったのは、申立期間①、②及び③当時居住していたA市からB市に転居した後の57年12月であることが確認されることから、申立人は申立期間①、②及び③当時、付加納付被保険者ではないため制度上付加保険料を納付することができず、申立人が付加納付被保険者であったことを示す関連資料は無く、付加納付被保険者であったことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、付加保険料を納付しようとする場合には、制度上、付加納付申し出の手続が必要であり、A市及びC社会保険事務局は申立期間①、②及び③当時、事務手続規程に基づき、市が被保険者から国民年金手帳をいったん預かり、付加納付申出書に当該手帳を添えて社会保険事務所に進達し、当該手帳に付加保険料納付に係る記載をした上、後日被保険者に当該手帳を返却していたとしている。一方、申立人は、申立期間①、②及び③を通じて付加納付申し出の手続を行ったこと、及び市役所や社会保険事務所に国民年金手帳を預けたことは一切無いとしており、付加納付申し出の手続が行われていなかったことについて申立人とA市及びC社会保険事務局双方の当時の状況に関する説明に相違は無く、また申立人の所持する年金手帳には、申立期間①、②及び③における付加保険料納付に係る事蹟も認められないことから、付加納付申し出の手続は行われていなかったものと推認される。

さらに、申立期間①、②及び③は合わせて27か月と長期間であり、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間④については、申立人は昭和47年12月ごろA市役所に在職していた職員の誤った教示に起因して奪われた付加保険料納付の機会を回復してほしいとしているが、年金記録確認大阪地方第三者委員会は、申立期間④において付加保険料が納付されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、付加保険料納付の機会の回復をあっせんすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年4月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から41年3月まで

私は父親から国民年金保険料を納付していると聞いており、私がA県B市在住の時に、父親が私の国民年金加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたはずである(申立期間①)。

昭和37年3月に結婚した夫の勤務の関係で何度も転勤を繰り返しているが、転居するとすぐに夫が必ず住民異動手続を行っており、同時に国民年金の手続もしていたと思う。

結婚後、B市から転居したC県D市の時から保険料を自分で納付し始めた。納付方法はよく覚えていないが、集金人に納付し、私が出産のため帰郷した時は私に代わって夫が納付した。次に転居したC県E市の時もF会の人が集金に来ていた覚えがあり、保険料を納付すると白い用紙に領収印を押したものを渡された覚えがある(申立期間②及び③)。

20歳の時から保険料を納付していたはずなのに、納付記録が消え申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はその父親が国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、その父親も既

に死亡しており、保険料納付に関する詳細は不明である。

また、申立期間②及び③については、申立人は保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間②及び③当時、D市では年金等の公金を収納する地元組織はあったが集金まで行っていたかどうかは不明としており、また、E市もF会などでの集金が行われていたが申立てにあるような方法で集金していたかは不明としている上、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

さらに、申立期間は60か月と長期であり、いずれの申立期間についても、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成元年7月まで

私が会社を退職した後の平成2年2月ごろにA市役所において、妻が自身の第3号被保険者から1号被保険者への切替手続き時に、私の国民年金加入手続を行った。加入手続の際には、前の会社を昭和63年12月に退職しているため、国民年金被保険者資格をこの退職時点にさかのぼって取得するように手続を行った。

申立期間の保険料は、手続後にB社会保険事務所から送付されてきた過年度分の納付書により、妻が夫婦二人分を数回に分けてC郵便局又はD郵便局で納付した。

加入手続以降の当年度の保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に郵便局又は銀行で納付してきた。

申立期間については、私が未加入期間とされて、妻のみが納付済期間となっているのは納得がいかない。間違いなく申立期間も保険料を支払ったので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成2年2月ごろに、申立人の妻が、自身の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きに併せて申立人の国民年金加入手続をA市役所で行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は同年11月ごろ、一方、申立人の妻の被保険者種別の変更手続き時期が同年2月ごろであることが社会保険事務所の記録により確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格の取得日を昭和63年12月となるよう手続を行ったとしているところ、申立人の被保険者資格取得日は平成2年2

月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できることから、申立期間は未加入期間となり制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当らなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る保険料を後日送付されてきた納付書により、C郵便局及びD郵便局で夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、妻の昭和63年12月から平成元年3月分までの納付書の発行日が2年2月26日、元年4月から同年7月分までの納付書の発行日が2年10月9日であることが申立人の妻の所持する保険料領収書により確認でき、これらの納付書は申立人の国民年金手帳記号番号の払出後に送付されてきたとする申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私が留学中に、万が一事故等により障害者になっても障害年金を受給できるようにと母が考えて、母が平成3年4月ごろ私の国民年金加入手続をA市役所で行った。

社会保険庁の記録には、平成5年4月から国民年金保険料の納付が開始されたことになっているが、3年6月に学校を卒業した後、同年8月にいったん帰国した際、母から国民年金に加入し、保険料を納付していると聞かされており、同年4月から5年3月までの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

保険料の納付は、母が平成3年4月から、市役所から送られてきた納付書により、1か月ごとあるいは2、3か月分をまとめて金融機関で納付してくれていたはずである。

申立期間については、確かに保険料を納付していたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成3年4月ごろ国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は5年2月ごろに払い出され、申立人は国民年金被保険者資格を3年4月1日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認できる。この手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を過年度納付することはできるが、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間の保険料は専ら現年度納付していたとしており、過年度納付したとする陳述は無い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性につい

て複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当らなかった。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は、申立人の所持する年金手帳は、平成3年4月ごろに行った申立人の国民年金加入手続時に交付を受けたものであるとしているところ、その年金手帳の記号番号は5年2月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人の母の陳述と符合しない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年6月までの期間及び同年7月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年6月まで
② 昭和51年7月から53年6月まで

私は昭和50年4月に友人と3人でA市役所に出向き、国民年金の加入手続をした。53年7月までの国民年金保険料は毎月、これ以降の保険料は随時、いずれも市役所の国民年金課窓口で国民年金保険料を現金で納付し、台帳に領収印を押してもらっていた(申立期間①)。

また、昭和51年7月から53年6月までの期間が保険料未納期間であったことから、20歳からの保険料納付を継続させるために任意加入の手続を行うこととし、夫が同年7月ごろに市役所でこの加入手続を行い、この手続時に過去2年分の保険料の納付書をもらい、夫が市役所の窓口でこの納付書により保険料を納付し領収書をもらった(申立期間②)。

申立期間①及び②については、保険料を納付しているので納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月にA市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を市役所で納付し、申立期間②の保険料は夫が市役所でさかのぼって納付したとしているところ、申立人は53年7月に任意加入被保険者資格を取得し、そのころに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが社会保険事務所の記録により確認できることから、申立期間①及び②は国民年金未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

また、申立人に対する別の手帳記号番号の払出しの有無について国民年金手帳記号番号払出簿の内容調査及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別

の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を市役所の窓口で納付し、台帳に領収印を押してもらっていたと陳述しているところ、市では昭和 50 年度から保険料の納付方法は 3 か月ごとの納付書により金融機関で納付する方法に切り替わっており、申立期間①当時は窓口で納付することは無いとしているほか、一緒に加入手続を行ったとして申立人が名を挙げた 3 人のうち、所在が確認できる者の納付記録をみると、申立期間①の時期は国民年金に未加入であるなど、申立人の陳述には不自然な点がみられる。

加えて、申立期間②について、申立人はその夫が市役所で納付書を受け取りその日に保険料を市役所でさかのぼって納付したとしているところ、申立期間②は国民年金に未加入期間であることから、申立期間②に係る納付書が発行されたとは考え難い。

このほか、申立人の夫が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と大きく異なっている上、申立人の夫が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月まで

昭和33年3月から46年5月までA店に住み込みで勤務していた。当時、市役所の職員が勤務先に集金に来ていたので、店の奥さんが従業員の国民年金保険料3か月分か6か月分を立替えて納付し、給与から差し引いてくれていた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から平成14年8月までの国民年金保険料を完納しており、また、申立期間当時、勤務先の奥さんが申立人を含め従業員の国民年金保険料を立替えて集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできず、申立期間のうち、37年9月から38年12月までの保険料は、制度上過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が勤務していたA店の同期の従業員の国民年金手帳記号番号は申立人と同じ日に連番で払い出されていることが確認でき、その納付記録を見ると、申立人と同様に昭和41年4月から国民年金保険料を納付し始めてお

り、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を過年度納付又は特例納付した記憶も無いなど、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年12月まで

昭和41年1月に結婚し、結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきた。申立期間のうち、結婚前の40年7月から同年12月までの申立期間については、自分で保険料を支払った記憶は無い。母が支払ってくれたかもしれないが、母から保険料の支払いについて話を聞いたことは無い。

結婚当初は2、3か月に1回、男性の集金人が来て、手帳に検認印を押してもらっており、その後は納付書が送られてくるようになった。私が内職などをして稼いだお金で夫婦二人分の保険料を支払ってきたのであるから、私の保険料だけを支払うことはあっても、夫の保険料だけを支払うことはあるはずがない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月から、厚生年金保険に再加入する59年7月までの国民年金保険料を完納しており、申立期間の保険料の納付方法、集金の頻度などについての申立人の陳述内容は、当時の事情と符合している。

しかしながら、申立人は、昭和41年1月に結婚した後、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を自身が納付してきたと申し立てているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は43年11月に払い出されており、41年1月から44年3月までの保険料は未納とされている。

また、申立人は、自分の保険料を納付せずに夫の保険料を納付することはあり得ないと申し立てているが、申立人及びその夫の納付記録をみると、申立人は、昭和47年1月から49年3月までの保険料を2回に分けて過年度納付している一方、申立人の夫は同じ期間の保険料を現年度納付していることが確認で

き、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間のうち、結婚前の昭和40年7月から同年12月までの保険料については、申立人は自身で納付した記憶は無く、申立人の母が納付してくれたかもしれないと申し立てているが、その母から申立期間の保険料を納付したとの陳述は得られず、納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月及び49年12月に払い出されており、58年7月に49年12月に払い出された新たな手帳記号番号に記録が統合されているが、申立期間に係る納付記録は見当たらず、申立人から申立期間の保険料を納付した事情等を汲み取ろうしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から6年3月まで

私は、申立期間当時学生であり、A県に住んでいたが、住民票は実家のあるB市においていたので、母親が市役所で私の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。保険料の納付時期、納付方法や保険料額については分からないが、間違いなく納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び第3号被保険者への切替手続きを的確に行っている。

しかしながら、申立人は、実家の母親がB市で国民年金加入手続きを行い、申立期間に係る保険料を納付してくれていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を調査したところ、平成8年4月ごろにA県で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人のこの手帳記号番号によっては、申立期間の保険料は、制度上納付することができない上に、申立人について、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索などを行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間に係る保険料を口座振替により一括で納付したと陳述しているが、口座振替をしたとする申立人名義の銀行の預金通帳を見ると、平成5年8月12日の摘要欄に「年金・シンコクミンコウセイ」として26万5,318円が支払われた記録が確認できるが、後に「年金」は「振替」に訂正され、「シンコクミンコウセイ」は抹

消されている。また、国民年金保険料は、前納割引が適用されたとしても端数処理がなされるため、1円単位の金額とはならないこと、口座振替日は同年8月12日とされているが、この日付では、申立期間のうち4年2月から5年3月までの保険料は過年度保険料となり、過年度保険料を口座振替することはできないことなどから、当該預金通帳の記録は、申立期間の保険料納付に係る記録であるとは考え難い。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間について保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年12月まで

私は、昭和55年5月1日に会社を退職した後、A市役所の窓口で、国民年金加入手続を行った。申立期間当時、住居近くの銀行窓口で、納付書により夫婦二人の3か月分の国民年金保険料約2万円を支払っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、銀行窓口で納付書により夫婦二人の3か月分の国民年金保険料約2万円を支払っていたと申し立てしているところ、一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みとされており、申立期間当時の夫婦二人の3か月分の保険料は2万2,620円であり、申立金額とおおむね一致する。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月に払い出されており、この手帳記号番号によっては、56年3月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を支払った記憶が無いとしていることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付期限が到来していない昭和57年1月分の保険料から現年度納付し始めたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年2月まで

私が20歳になった時、両親のどちらかが私の国民年金の任意加入手続を行い、その後、母と姉と一緒に3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。私の両親は、公的機関の指導については従っていることが多く、20歳から国民年金に加入するという認識があったものと思う。

また、保険料の納付時期や納付方法などは覚えていないが、申立期間当時の父の収入を考えても、保険料を納付できる状況にあったので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親のどちらかが母と姉の分と一緒に3人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の母と姉の納付記録を見ると、申立期間の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成10年6月1日とされており、申立人の基礎年金番号は、昭和46年3月に厚生年金保険被保険者となった時に取得した番号であり、国民年金手帳記号番号は払い出されていないため、申立人が申立期間の保険料を納付することは困難である。

また、昭和42年8月から46年7月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、両親のどちらかが一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、25歳の時である昭和42年11月に職権で払い出されていることが推認され、37年6月

から 41 年 3 月までの保険料は未納とされている。

以上のことから、強制加入期間であった申立人の姉の加入手続を 20 歳になった時に行っていなかった申立人の両親が、学生で任意加入期間であった申立人の加入手続を 20 歳の時に行ったものとは考え難い。

加えて、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料納付に係る具体的な記憶が無い上、保険料の納付をしたとする申立人の両親は既に他界しているため、申立人が申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年12月まで

私が昭和45年にA社を退職した後、義母が私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、未納とされていることは納付できない。50年ごろからは私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、申立期間当時の保険料納付は義母に任せていたため、具体的なことは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月から60歳に至る平成17年12月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、義母が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月ごろに払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち46年12月以前の保険料は、制度上過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和50年に催告を受けていることが確認でき、その時点でさかのぼって納付することが可能な申立期間直後の期間である48年1月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、同居していた申立人の義兄の妻の国民年金保険料も申立人の義母が納付していたはずであると陳述しているが、申立人

の義兄の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月ごろに払い出されており、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付は、義母に任せていたとしており、保険料納付に係る具体的な記憶は無いほか、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の義母は既に他界していることから、申立人が申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から52年3月まで

昭和45年11月に国民年金に加入後、52年4月に結婚するまでの保険料は、国民健康保険料とともに社長の奥様に毎月預け、社長ご夫婦の保険料と一緒に定期的に納付してもらっていた。国民健康保険者証は毎年届いていたのに国民年金保険料だけが48年7月から52年3月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。また、この未納期間は、居住はしていないがA市からB市に住民票だけを異動させた期間である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする社長夫婦の納付記録をみると、申立期間については、兩人ともA市で現年度納付していることが特殊台帳から確認できる。また、申立人陳述の通り、申立人が昭和48年7月にA市からB市へ住民票を異動していることが、特殊台帳から確認できる。この場合、申立人は申立期間のうち同年7月から49年3月までの間については、A市において現年度納付が可能であった。

そこで、申立人が所持する年金手帳を見ると、当該期間に係る印紙検認記録欄に現年度納付した場合に押印されるべき検認印が認められない。この場合、この期間について社長夫婦と一緒に現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち昭和49年4月から52年3月までの間については、制度上、転居前のA市では現年度納付ができず、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人がこの申立期間の保険料を現年度納付するためには、B市で国民年金に係る住所変更の手続が必要となる。

一方、この手続は昭和 52 年 4 月になされていることが特殊台帳から確認できる。この場合、この手続時点では申立期間のうち 49 年 12 月以前は、時効により、既に保険料を納付できない期間となっている。また、申立期間のうち 50 年 1 月以降については、過年度納付等によるまとめ払いは可能であるが、その場合、定期的に社長夫婦が納付していたとする陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人は、申立期間に係る国民年金の住所変更手続及び保険料納付に関して直接関与しておらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

昭和45年3月に結婚しその後は、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を何か月かに1回集金人に納めてきた。夫の記録はあるのに、私の同年3月から47年3月までの記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に結婚しその後は、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を定期的に現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の夫が昭和41年6月1日であるのに対し、申立人は、申立期間より後の47年6月9日であることが同払出簿から確認できる。この場合、45年3月の結婚以降、定期的に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しないほか、夫婦二人分の保険料と一緒に現年度納付してきたとする陳述とも符合しない。

また、払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付は可能であったものの、市では集金人による過年度保険料の収納は行っておらず、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、加入手続及び納付金額についての記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 63 年 6 月まで

私は病気がちで収入もありませんでした。当時両親から、「国民年金は義務であり自分の将来のためにも支払わなければいけない。今は親が支払っておくので収入を得て納められるようになったら自分で納めるようにしなさい。」と言われたのをはっきり覚えています。

昭和 63 年 7 月に就職して厚生年金保険をかけるようになりました。平成 2 年 4 月に退職しましたがその後は現在まで国民年金をきっちりと納めています。

20 歳のときに両親が私のことを思い、納めてくれていたことは間違いのないと思います。

年金記録のことが報道され、自分の納付記録を確認したところ昭和 61 年 2 月から 63 年 6 月までの分が未納とされていました。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月に申立人の母親が申立人の国民年金加入手続きを行い、同年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料の納付を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日が申立期間より後の平成 2 年 4 月 21 日であることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかつたほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年3月までの期間、並びに同年4月及び同年5月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年3月まで
② 昭和62年4月及び同年5月

国民年金に加入していた期間、私がA市役所B出張所に国民年金保険料を定期的に納めに行っていました。また、免除とされている期間について、免除申請をした事実は無いし、なおかつ、認定されたということですが、その時の所得は基準以上であり前年度より若干増えており、前年に自宅を購入し、裕福だったので考えられないです。この時もB出張所に保険料を定期的に納めに行きました。

しかし、記録では、①昭和61年6月から62年3月までの期間が未納②同年4月及び同年5月までの期間が申請免除とされており納得がいかないです。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を、A市役所B出張所に現年度納付していたこと、及び、申立期間②については、引き続きA市役所B出張所で現年度納付し、免除申請の手続を行った事実は無いと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人は平成元年3月20日に過年度納付の催告を受けていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。

また、催告された期間は、徴収権の関係から申立期間①のうち、昭和62年1月から同年3月までの間と推定できる。この場合、当時は、市の出張所で定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が当時在住していたA市においては、出張所での取扱事務は資格取得手続等や納付書（国庫金納付書を含む）の発行事務は行っていたが、

昭和 49 年度以降は国民年金保険料の収納事務を行っておらず、金融機関ではなく、出張所に国民年金保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②について申立人の免除記録をみると、当初、昭和 62 年 7 月に申立期間②を含む昭和 62 年度 1 年分の承認を受けていたことが社会保険庁の電算記録から確認できる(後に厚生年金保険加入に伴い免除期間は変更処理)。また、この点については、市における同年度分の収滞納記録とも符合しており、申立人により免除申請がなされたと考えるのが自然である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認する為、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。また、申立人は、保険料納付の時期や金額に関する記憶は定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

結婚前の母親と同居していたころの昭和44年9月に、社会保険庁職員から自宅訪問で納付の勧奨を受け、その場で初回分を現金で納付し、年金手帳の交付(41年6月1日発行分)を受けました。また、それ以外は、後日送られてきた納付書で納付し、この手帳に領収書を貼^はり付けました。

それから2か月たった昭和44年11月に2冊目の手帳が送られてきて、最初の手帳には昭和45年度分までしか領収印を押すところが無く、集金ではこの2冊目の手帳を使うことにしました。その後、昭和44年12月に集金人が来て同年4月から同年12月までの間の保険料を納付し、その2冊目の手帳に領収印を押してもらいました。また、以後は3か月分ごと集金で納付していました。

それからしばらくした昭和46年8月に再び社会保険庁職員から自宅訪問を受け、この職員から42年1月から同年12月までの間の保険料について不足分があると言われ、後日、納付書で不足分を納付しました。その際、その職員に不足分はこれだけであるかどうかを確認したところ、不足分はこれだけで全部納付していると答えてもらったことを今も鮮明に覚えています。

さらに、そこから1年余りが過ぎた昭和47年10月に今度は市役所年金課職員から自宅訪問を受け、その際、同年4月1日発行の手帳を含む当時3冊持っていた手帳のうち、ほかの2冊と番号が違っていた44年4月から47年3月までの間の領収印が押された手帳をこの職員が持ち帰りました。そのためその手帳は、手元にありません。

しかし記録では、昭和44年4月から47年3月までの期間が未納とされており、納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に社会保険庁職員から自宅訪問で過年度納付の勧奨を受け、その場で初回分を現金納付した際、併せて41年6月1日発行の年金手帳の交付を受けた。また、その2か月後に新たに2冊目の年金手帳の送付を受け当該手帳により、申立期間の保険料を印紙検認により集金人に納付、その後、3冊目の年金手帳の交付(47年4月1日分)を受け、さらに、同年10月に市の職員から自宅訪問を受けた際、手帳記号番号が異なる2冊目の年金手帳を持ち帰られたと申し立てている。

一方、当時、年金手帳の交付に係る実務は、市の要求数に応じて、社会保険庁が手帳記号番号払出簿により記号番号を割り当て、記号番号のみを附した年金手帳をあらかじめ市に送付し、市が手帳交付に当たっており、社会保険庁職員からの納付勧奨に絡んで、初めて年金手帳の交付を受けたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、当時、手帳交付に当たっていた市では、昭和41年度発行の年金手帳について、次の更新時期を47年度としており、この点において、申立人が現在所持する2冊の年金手帳の発行日(昭和41年6月1日及び47年4月1日)は整合していることから、申立人が2冊目の年金手帳の送付を受けたとする44年11月に、既に年金手帳を所持する申立人に対し、市が新たな年金手帳を発行すると考えるのは不自然である。

そこで、申立人所持の昭和41年6月1日発行の年金手帳をみると、昭和41年度から45年度までの5枚の印紙検認記録欄に加えて、該当する年度表記がない印紙検認記録欄が同年度の後に付いており、市では、46年度分までの現年度保険料について、当該手帳で収納に当たっていたことになる。一方、申立期間に係る印紙検認記録欄をみると、現年度納付した場合に押印されるべき検認印は認められない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、氏名検索及び当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年12月まで

昭和46年10月の結婚後、当時はA市で暮らしており、それまで妻は国民年金の保険料を納めていたものの、私は納めていなかったため、しばらくした47年1月に、さかのぼった5年分の保険料をまとめてA市役所に妻が現金で納めた。

また、その後は、集金で夫婦二人分の保険料を妻が納めていた。

なお、当時は、B市において個人で営むC社で働いていた。

しかし記録では、昭和42年5月から48年12月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月に過去の未納分について、A市役所に妻が現金で遡及^{そきゅう}納付し、その後は、集金で夫婦二人分の保険料を妻が現年度納付していたと申し立てている。

そこで当時の保険料収納方法についてみると、申立人の妻が遡及^{そきゅう}納付したとする昭和47年1月には、遡及^{そきゅう}期間のうち46年4月から同年12月までの保険料について、年金手帳に印紙^{ちようふ}を貼付し、検認印を押す形によって市で収納していた。一方、申立人が所持する年金手帳の昭和46年度の印紙検認記録欄には、保険料納付の際に押印されるべき検認印が認められない。また、47年度及び48年度の印紙検認記録欄にも、保険料納付の際に押印されるべき検認印が認められず、この間、集金で現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の申立期間直後の納付記録をみると、市の被保険者名簿の記録から、昭和49年1月から50年3月までの14か月分の保険料を52年4月に

過年度納付している。一方、この期間について、妻は、現年度納付している。この場合、当時は、妻が夫婦二人分の保険料を集金で現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、この過年度納付の時点では、申立期間は時効により、既に保険料を納付できない期間となっている。

また、昭和47年1月には、^{そきゅう}遡及期間のうち42年5月から46年3月までの保険料について、特例納付(附則13条)による^{そきゅう}遡及納付が可能な時期であったものの、その収納事務は社会保険事務所が行っており、A市役所で^{そきゅう}遡及分を現金納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、氏名の別読みによる検索を行うも、申立人の別の納付記録は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間及び39年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで
② 昭和39年4月から49年12月まで

私の前妻は、昭和49年ごろ、国民年金の未納分を納めなかったら年金がもらえなくなるという市役所からの回覧板を見てA市役所へ行き、年金がもらえるために納付しなければならない未納分はいくらになりますかと聞いたら夫婦二人で16万くらいかと言われたので、銀行で17万円ぐらいを引き出してA市役所で納付した。

私は、昭和36年から39年初めまでB地区でC業務員をしており、そのころの保険料は、前妻が集金人に支払い、以後も前妻が納付書で納付してきた。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前妻が銀行で17万円ぐらいを引き出してA市役所で納付したと申し立てているところ、A市の被保険者名簿及び特殊台帳をみると、申立人については、昭和36年4月から37年10月までの19か月分の保険料7万6,000円を54年4月10日に特例納付した記録が確認でき、また、前妻についても、36年4月から38年4月までの25か月分の保険料10万円を同年月日に特例納付したことが確認できることから、夫婦の合計金額は17万6,000円となり、申立人の前妻が銀行で引き出したとする金額17万円ぐらいと符合する。

また、A市で払い出された手帳記号番号は、昭和53年1月に払い出されているところ、特殊台帳をみると、申立人夫婦共に制度上納付が可能な50年1月までさかのぼって納付していることが確認でき、このことを、申立人が申立期間の納付をしたと考えたとしても不自然ではない。

さらに、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年4月までの期間、46年4月から同年9月までの期間、47年6月から同年11月までの期間及び48年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から45年4月まで
② 昭和46年4月から同年9月まで
③ 昭和47年6月から同年11月まで
④ 昭和48年4月から49年12月まで

私は、A県に在住していた申立期間①、②及び③当時は、金融機関で保険料を納付していた記憶があり、未納とされているのは納得いかない。

また、結婚のためB県に転居してからの申立期間④についても金融機関で保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、A県の金融機関で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後のC市D区（現在は、E区）を管轄する当時のF社会保険事務所において昭和50年11月11日に払い出されており、その資格取得日は48年4月1日となっていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間に当たり、この期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

そこで、申立人が、申立期間①②③の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、G社会保険事務所で払出簿調査を行ったが見当たらなかったほか、各種氏名検索を行ったが、それが払い出された形跡は見当たらなかった。

次に、申立期間④について、昭和48年4月に会社を退職し結婚のためにB県に転居した同年5月にD区役所で国民年金への切替手続を行ったと述べて

いるところ、申立人の所持する国民年金手帳の「住所欄」の住所が分区したE区となっていることから、加入手続は同年7月以降に行われたと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、昭和50年11月11日に国民年金手帳記号番号が払い出された後、その時点において現年度納付が可能であった同年4月から51年3月までを納付し、53年1月に、50年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、同年1月から納付が始まったとみるのが相当である。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで
② 平成元年4月から6年3月まで

自営業を始めた昭和60年ごろから結婚した平成7年ごろまでは、集金人に申立期間①は月額6,000円から7,000円を、申立期間②は記憶が無いが、保険料を支払っていた。保険料を支払えないときは、集金人が免除申請の手続きしてくれたので、免除となっていない期間は支払っているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には申立期間を含めて未納期間が近接して4回ある上、申立人は昭和60年ごろから平成7年ごろまでの約10年間のうち、2回の免除手続を集金人が行い、それ以外は集金人に毎月納付していたとしているが、10年にも及ぶ期間の中で、免除が記録に残り、納付記録だけが欠落するという記録管理上の不備が行政側にあったとは考え難い。

また、申立人が記憶している保険料額は、記録上、納付となっている昭和58年度から61年度までの保険料額と符合してはいるものの、申立期間の始まる62年度以降の保険料額とは差異があり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことに関する記憶があいまいである。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したはずであると申し立てているが、社会保険庁の納付記録をみると、昭和60年12月から61年3月までの分及び同年8月から62年3月までの分を、それぞれ、61年11月と62年5月に、集金人が収納できない過年度納付を行っていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付できる別の手帳記号番号が払い

出されていないかについて、各種の氏名検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年3月まで

父が国民年金に加入することを強く勧めたので、母が私の加入手続を行い保険料の支払いをしてくれていた。妹が国民年金に加入した後は、母が私と妹の保険料を市役所へ支払いに行ってくれていた。申請免除と記録されている期間は、父も健在で、当初はまだ働いており、私も妹も働いていたので、家計が困っていたことは無く、免除申請をした覚えも無い。上記期間が申請免除とされていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親の強い勧めで母親が申立人の国民年金加入手続を行い、母親が申立人と妹の保険料納付を行っており、家計が困っていたことは無く、免除申請をした覚えも無いので、上記期間の保険料は納付していたはずであると申立ている。

しかし、記録上、申請免除の期間が終わった昭和62年4月から同年9月までの申立人の国民年金保険料は、同年9月25日に一括納付されており、毎月納付されていた妹と納付日が異なる。

また、国民年金保険料の免除申請は、一年ごとに免除申請者の届出が必要なことや、国民年金保険料収納事務は、9年間の長い間には、複数の担当者に関わることや何回も届出が必要となることから、毎年過誤の免除申請が処理され、過誤が発見されず、是正も行われなかったということは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時仕事上不在が多く、国民年金加入手続や保険料納付には直接関与していなかったこと、父親は既に死亡し、母親は高齢のため事実を確認することができないこと等から、当時の具体的納付状況は不明である。

加えて、免除期間に係る別の手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年3月まで

国民年金の加入手続を行った明確な時期は記憶していないが、昭和52年又は53年ごろにA市役所で私自身が加入手続を行ったと思う。

加入手続時に市役所職員から「運良く今なら20歳までさかのぼって国民年金保険料を支払うことができる」と言われたので、私自身が同市役所の国民年金の係で申立期間の保険料を一括納付したが、納付時期は覚えていない。

申立期間の保険料については、満期になった郵便局の積立てを解約するとともに、不足分を夫の母親(義母)に援助してもらって、市役所職員から言われたままの金額を市役所で納付した。具体的な納付金額は覚えていないが、郵便局の積立てを解約した金額は12万円か13万円、多くても15万円までであった。

昭和43年1月から52年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年又は53年ごろに、申立人自身が国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を市役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和53年2月であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち43年1月から50年12月までは、制度上保険料を納付できない期間である。

また、昭和43年1月から50年12月までの保険料を上記の手帳記号番号により納付するためには、特例納付によることとなるが、この手帳記号番号の払

出時期は、直近の特例納付時期とは符合しない上、委員会が申立人から直接事情聴取を行ったものの、申立期間の保険料の納付時期や納付金額に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、市役所で特例納付保険料を納付することはできず、申立人の主張とは符合しない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、保険料をさかのぼって納付したということ以外に具体的な陳述を得ることはできず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年3月まで

A市役所B支所が建替えのためにC駅近くの建物であったころ、母親と一緒に国民年金の加入手続に行ったが、具体的な時期までは思い出せない。

この加入手続時に、市職員から「国民年金保険料が未納となっている期間があるので、支払いが大変かもしれないが、現在の保険料と一緒に過去の保険料の未納分を納付した方が良い。」と言われたので、生活費を削り、当月分と過去の未納分を併せた2か月分の保険料を何回か続けて納付した。

昭和62年12月から平成元年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は平成6年2月以降であることが、申立人の手帳記号番号の払出しの前後に被保険者資格の切替手続を行った者の資格取得日から推定でき、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

また、B支所内には平成7年3月31日まで国民年金担当窓口が設置されており手続時期を特定できない上、国民年金の加入手続時期、申立期間の保険料の納付場所及び保険料額に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から52年3月まで
父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する昭和46年10月までの私の国民年金保険料を父が納付していたと思う。
また、結婚後の昭和46年11月から52年3月までは私が保険料を納付していたはずである。
昭和45年7月から52年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月に払い出されており、申立人は、この手帳記号番号により同年4月5日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の特殊台帳及びA市の被保険者名簿により確認できる。このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、制度上国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人が結婚する昭和46年10月までの期間については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、結婚後の昭和46年11月から52年3月までの期間については、保険料の納付方法、納付金額等に関する申立人の記憶はあいまいである上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から平成2年1月まで
昭和48年ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

当時、私はA業務関係の仕事をし、給料はすべて親に渡しており、両親はその中から私の保険料を納付してくれていたもので、昭和51年12月から平成2年1月までの国民年金保険料が未納とされているが、両親が私の保険料を納付してくれていたはずである。

当時の資料は残っていないが、両親が12年以上も私の保険料を納付していなかったはずは無いので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号の払出日は平成3年10月25日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の大部分は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立人の保険料と一緒に自身を含む申立人の親族の保険料も納付していたとしているが、申立人の親族には、申立期間中に未納期間、国民年金未加入期間及び申請免除期間等の保険料を納付できない期間が有り、申立人の母親の主張とは符合しない。

さらに、申立人の両親が納付したとされる申立期間の保険料額は、当時の保

険料額と大きく異なる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

このほか、申立期間は158か月と長期間連続しており、これだけの長期間にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、昭和48年ごろからの手帳記号番号払出簿の縦覧点検及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から48年12月まで

私は、昭和39年ごろにA市B区からC市に転居し、41年ごろまでC市で自営業をしていた。転居時に住民票の異動手続は行ったが、国民年金の住所変更手続を行った記憶は無い。国民年金保険料の集金頻度や保険料額は覚えていないが、私自身が集金人に現金で保険料を納付し、手帳に判を押してもらった記憶が有る。

昭和41年ごろから42年ごろまでは、A市D区に居住していた。住民票の異動手続や国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いが、集金人が自宅に来たので、私自身が集金人に保険料を納付していた。

昭和42年ごろからA市E区に居住するようになったが、国民年金の住所変更手続を行った記憶は無い。当初、自宅の近くにある銀行で納付書により保険料を納付していたと思うが、その後、口座振替により保険料を納付した。集金人に保険料を納付したかどうかはよく覚えていない。

昭和39年7月から48年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろにA市B区からC市に転居し、その後、A市D区、A市E区に転居したが、いずれの転居時にも国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いとしている。

そこで、申立人の特殊台帳をみると、申立人の住所は、変更年月日を昭和50年4月1日とするA市西E区への住所変更まで、A市B区のみであり、国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分欄にも「不在」、「判明」、「E区」との事蹟^{じせき}が残されているとともに、A市B区の被保険者名簿の備考欄にも「40 不

在」と記録されていることなどから、C市、A市D区及びA市E区では、申立期間当時の申立人の所在を把握できず、申立期間の保険料を集金できなかったと推定される。

また、申立期間の保険料の納付をめぐる申立人の記憶はあいまいであり、保険料の納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は9年6か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、かつ、複数の市において納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人が別の国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 6 月 20 日まで
② 昭和 32 年 6 月 25 日から 36 年 12 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の支給日となっている昭和 37 年 6 月 16 日は、実家のある A 県に住んでいたのでお金は受け取っていない。

脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 6 月 16 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した者 76 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含めて 57 人であり、うち 50 人が資格の喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、最終事業所である B 社によれば「退職者に対し脱退手当金に関する説明を行うとともに、従業員に代わって脱退手当金の請求を行っていた。ただし、会社では脱退手当金は受領していない。」としている。これらのことから、脱退手当金受給を希望する者については、事業所が代理請求を行っていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号をみると、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したため

に番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 20 日から 38 年 7 月 21 日まで
② 昭和 38 年 11 月 4 日から 39 年 1 月 6 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 6 日から 43 年 4 月 30 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社、B社及びC社の3社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金支給に係る最後の勤務先であるC社からは、退職金及び失業手当金を受け取ったが、脱退手当金は受給していない。

脱退手当金を受給する手続はしておらず、受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職する際には、脱退手当金を請求した覚えも無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年8月9日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 7 日から 36 年 3 月 14 日まで
昭和 30 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 14 日までの厚生年金保険加入期間について社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していない。脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和36年12月27日に支給決定されていることが確認できる。

また、最終事業所であるA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があることが確認できる。そこで、申立人の前後で被保険者資格を取得しており、その後、被保険者資格を喪失して受給要件を満たしている女性全員について、同名簿の「脱」表示について調査したところ、表示はすべて社会保険庁の記録と符号していることが確認できることから、申立てに係る脱退手当金の請求があったことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 44 年 4 月 6 日まで
② 昭和 44 年 7 月 7 日から 46 年 10 月 21 日まで

A社に勤務していた昭和 39 年 3 月 23 日から 44 年 4 月 6 日までの期間及びB社に勤務していた同年 7 月 7 日から 46 年 10 月 21 日までの期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。
両社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 2 月 16 日に支給決定されていることが確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページ（計 109 人）に記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 29 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 14 人であり、うち 13 人が資格の喪失後約 5 か月以内に支給されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 19 日から同年 11 月 10 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 21 日から 36 年 12 月 25 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険加入期間について調査してもらったところ、A社を退職後の昭和 37 年 11 月 27 日に脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。

脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 12 月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、最終事業所であるA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、備考欄に昭和 37 年 5 月 18 日付けで「重複取消」と表示されており、厚生年金保険被保険者番号が、申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の被保険者番号に訂正されていることが確認できる。また、申立人が次に被保険者資格を取得したB社の被保険者名簿の申立人の欄を見ると、被保険者番号は別番号で、重複取消しによる訂正処理の形跡は見当たらないものの、申立人の脱退手当金支給の計算の基礎となった被保険者期間に含まれていることが確認できる。このほか、申立人が申立期間に係る被保険者資格の喪失時にはすべて別番号であったことを踏まえると、脱退手当金の請求には申立人の関与があったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した

記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 24 日から 37 年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 25 日まで

昭和 42 年 8 月に A 社を退職した後、B 社会保険事務所へ脱退手当金を請求に行ったところ、脱退できないので国民年金に加入するように説明され、国民年金の加入手続を行った。

数年前、市役所の年金相談に行った際、厚生年金保険加入記録が無いと言われ、社会保険事務所で確認したところ、昭和 42 年 11 月 13 日に脱退手当金支給済みとの回答があったが、受給した記憶は無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職後、社会保険事務所へ脱退手当金を請求に行ったが、厚生年金保険は脱退できないので、国民年金に加入するよう説明を受け手続を行ったので、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 11 月 13 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は社会保険事務所へ脱退手当金の請求に行った際に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、脱退手当金支給決定日と同一日の昭和 42 年 11 月 13 日となっていることが確認できる。この同一日となっている点について、社会保険事務所によれば、脱退手当金は請求から支給まで、通常、おおむね 1 か月程度を要

するとしていることから、申立人が脱退手当金の裁定請求を行ったのは、同日より1か月以前であると考えられる。また、申立人は、国民年金の加入手続を社会保険事務所で行ったとしているが、国民年金の事務手続に照らすと、当時は、市役所（市町村）において窓口事務を取り扱っていたほか、申立人が加入手続を行ったとするB社会保険事務所には、当時、国民年金を取り扱う部署が設置されていなかったことが確認できるなど、申立人の記憶には曖昧^{あいまい}な点が見受けられる。

加えて、申立人は「姉が脱退手当金を受給していたので、A社の退職後、脱退手当金の請求手続を行おうとした。」としており、申立期間当時、申立人は、脱退手当金を請求する意志を有していたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月から31年4月まで
② 昭和31年7月から31年10月まで

昭和29年7月ごろから31年4月ごろまでA市にあったB社に勤め、C業務を担当していた。社員は15人から16人ほどで、全員住み込みで社員寮に入っていた。入社時の面接では社会保険があると聞いていたが、社会保険庁の記録によれば同社における厚生年金保険加入記録が無い。同社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

昭和31年4月ごろにD市に転居し、同年7月ごろから同年10月ごろまでE市にあったF社に勤め、G業務を担当していた。社会保険庁の記録によれば同社における厚生年金保険加入記録が無い。同社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B社の社員寮に住み込みで働いていたと陳述しているところ、複数の同僚から、「同社では社員全員が社員寮に住み込みで働いていた」との陳述が得られたことから、申立人が申立期間中同社に在職していたことは推定できる。

一方、申立人は、昭和29年7月ごろから31年4月ごろまでB社に勤めていたと陳述しているところ、連絡の取れた当時の同僚はいずれも申立人のことを覚えていないと陳述しており、在職期間については確認に至らなかった。

また、B社の従業員のうち、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している13人について、入社から被保険者資格の取得までの期間をみると、入社当月から6か月後までに被保険者資格を取得している者が4人認められる半面、被保険者資格取得まで1年以上要している者が5人認められる(4人は不明)。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、1人は在職していたことは

ほかの同僚の陳述から確認できるが、B社の厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できない。

加えて、申立人は、「健康保険証はもらっていなかった。また、給料も明細書が入っていたかは覚えていない」と陳述している。

以上の事情から、B社では、申立期間当時、厚生年金保険加入について、試用期間を含め統一した取扱基準は無く、従業員個別の事情により加入手続時期が異なっており、申立人については、在職期間は明確でないものの、何らかの事情により厚生年金保険加入手続がとられないまま同社を退職したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人の陳述するF社周辺の地理的状況が、住宅地図の記載内容と符合することから、申立人が同社に在職していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、E市において「F社」の名称で厚生年金保険の適用を受けている事業所は確認できない。

また、申立人は、「F社は従業員2、3人の会社で、給料袋には現金のみが入っており、明細は無かった。また、健康保険証はもらっていなかった」と陳述している。

以上の事情から、F社は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなく、また、任意適用事業所ともなっておらず、申立人は、厚生年金保険被保険者でなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 27 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 2 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで

A社の社員として、B業務を行っていたが、社会保険庁の記録によれば同社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無い。A社に勤務していたことは、間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

C社の社員として、D業務を行っていた。子供が小さかったので健康保険に加入している会社に勤めていたはずであるが、社会保険庁の記録によればC社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無い。C社に勤務していたことは、間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の社長及び複数の同僚はいずれも申立人のことは覚えていないと陳述していることから、申立人が、申立期間において同社に在職していたことを確認するに至らなかった。

また、社会保険庁の記録から、A社は申立期間中の昭和43年2月22日に全喪しており、申立期間のうち同年2月22日以降は厚生年金保険適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録により、A社が全喪となってから約3か月後の昭和43年5月13日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和42年8月27日となっているが、申立人が当該年月日にE社を退職したことは社会保険事務所が知り得ない情報であることから、申立人は国民年金手帳の払出しを受ける際自ら同年8月27日以降は厚生年金保険に加入していないことを申し出ていたものと推測される。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてA社に在職していたとしても、

同社が厚生年金保険適用事業所として全喪となるまでの期間は何らかの事情により厚生年金保険には加入しておらず、また、同社が全喪となった後は国民年金の加入手続を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立期間当時のC社の社長及び同僚はいずれも申立人のことは覚えていないと陳述していることから、申立人が、申立期間において同社に在職していたことを確認するに至らなかった。

また、雇用保険の記録から、申立人は申立期間前に勤務していたF社を昭和55年1月31日に離職した後、雇用保険の求職者給付を受給していることが確認できる(給付制限3か月、所定給付日数180日)。

さらに、社会保険庁の記録から、C社は申立期間中の昭和55年11月30日に全喪しており、申立期間のうち同年11月30日以降は厚生年金保険適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社では申立期間前の昭和54年3月1日以降全喪まで厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できなかった。

以上の事情から、申立人は、申立期間のうち、当初の数か月は雇用保険の求職者給付を受給しており、その後、C社に在職していたとしても、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 12 日から 31 年 6 月 6 日まで

昭和 29 年 5 月 12 日に A 社に入社し、B 部に配属された。入社後すぐに C 市にあった D 業務室に配置され、2 人で E 業務を行っていた。その後、勤務場所は同じであるが、F 課へ異動した。

社会保険庁の記録によれば、A 社に勤務していた期間のうち D 業務室に勤務していた昭和 29 年 5 月 12 日から 31 年 6 月 6 日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。

給与明細書や厚生年金保険被保険者証等の証明書類は災害ですべて紛失したが、申立期間において A 社に在職していたことは間違いなく、社会保険に加入していたことをはっきり覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社 B 部の D 業務室に勤務していたことは、A 社の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間中在職していたことが確認できる同僚の「申立人が D 業務室に勤務していたことを覚えている」との陳述から認められる。

一方、申立人は、D 業務室に勤務していた期間は、入社直後の昭和 29 年 5 月 12 日から 31 年 6 月 6 日までと陳述しているところ、A 社に保管されていた申立人に係る社員記録には氏名しか記載されておらず、入社年月日や勤務経歴が記入されていないこと、及び申立人を知っているとする同僚も D 業務室在職期間までは覚えていないと陳述していること、並びに申立人は、同期入社と同僚や D 業務室勤務時の同僚の名前を全く覚えておらず、申立の入社時期（29 年 5 月 12 日）についても根拠は定かではないと陳述している等申立期間当時の記憶があいまいであることから、在職期間を確認するには至らなかった。

また、社会保険庁の記録上、申立人が、A 社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっている G 部（厚生年金保険被保険者資格取得日：昭和 31 年 6 月 6 日）に勤務する以前に既に被保険者資格を取得していたのであれば、社内転勤であることから G 部の前の勤務先で取得した被保険者番

号がG部の被保険者名簿に引き継がれると考えられるところ、G部の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者番号は、申立人の前後の番号と連番となっており、申立人が、G部勤務前にA社の被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情は認められなかった

さらに、申立人は、A社退職直前に入院し、健康保険を使用したので厚生年金保険にも加入していたはずと申し立てているが、入院当時は厚生年金保険の加入記録がある時期である。

加えて、H社によれば、申立期間当時、社員には正社員、臨時社員の区分があったとのことであるが、正社員は新卒の本社採用であったとの陳述があるところ、申立人は、B部採用で新卒でもないことから、臨時社員であったと考えられる。また、その後の勤務は3か月から10か月までの期間で転勤していることから、臨時社員としてD業務室に2年間も在職していたとは考え難い。

以上の事情から、申立人は、B部のD業務室に勤務していたことは認められるが、その期間は申立てよりも短期で、その間は何らかの事情により厚生年金保険には加入しておらず、G部勤務になって初めて被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 10 月から 45 年 2 月ぐらいまでA社でB業務の仕事をしていたので、この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、雇用保険の記録では、資格取得日は昭和 43 年 8 月 6 日、離職日は 44 年 1 月 14 日となっており、この記録は同社提出の失業保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容とも一致していること、また、同僚からも申立人は当時在職していたとの陳述が得られたことから認められる。

同社からは、「当時の雇用保険の資格得喪届及び厚生年金保険の資格得喪届、標準報酬月額算定基礎届については保存しているため、これらの届出書類について申立人の記録を調査したが、雇用保険の記録については、上記の5か月間の記録が確認できたものの、厚生年金保険の届出書類の中には、申立人のものは無かった。なお、会社に保存しているこれらの届出書類からは、申立人以外にも雇用保険に加入していながら、厚生年金保険には加入していない者が複数みられる。これらの調査の結果、申立人については厚生年金保険の資格を取得しておらず、保険料控除もしていなかったはずである。」との陳述が得られた。

また、当時の複数の同僚に事情を照会したが、保険料控除に関する事情等を明らかとする陳述は得られなかったものの、これら雇用保険に加入していながら厚生年金保険には加入していなかった者の中には、その期間については国民年金に加入している者が確認できたことから、申立期間当時、勤務は

していたが、厚生年金保険には加入していないことを認識していた者がいたこともうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 33 年 2 月まで

私は、中学校を卒業してすぐにA社に就職した。同社は、中学校から紹介された就職先でもあり、社会保険はあったと記憶しており、保険料の控除があったことも間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に在職していた旨を申し立てており、申立人が昭和 34 年 10 月 8 日に作成した履歴書には、「昭和 31 年 3 月 A 社入社、33 年 2 月同社退社」と記載されていることから、A 社の名称で事業所名検索を行ったところ、該当する適用事業所は確認できなかったものの、申立人主張の事業所所在地及び名称が類似している B 社という適用事業所が社会保険庁の記録で確認できた。

そこで、B 社の申立期間に係る事業所別被保険者名簿の検証を行ったが、申立人の記録は確認できず、整理番号に欠番も見当たらなかった。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、当該事業所別被保険者名簿に記載されている当時の複数の従業員に照会を行ったが、申立人に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は中学校の紹介で就職したと申し立てているものの、面接は A 社の社屋ではなく、就職後に直接の上司の自宅で行った記憶があるとしており、面接会場となった上司の自宅は C 社にあったように思うとも陳述している。

加えて、B 社において昭和 29 年から申立期間を含めて 35 年間継続して勤務していた申立人と同職種の従業員からは、申立人が在籍していた記憶は無く、申立人は下請会社の従業員ではなかったかとの陳述が得られたほか、ほかの当時の従業員からは、下請会社の中に C 社という名前の業者があったような記憶がある旨の陳述が得られた。これらのことから、申立人は申立期間において C 社に在籍していた可能性も考えられるため、C 社の名称で事業所名検索を行ったが、該当する適用事業所は確認できなかった。

なお、申立人は学校から就職先をあっせんされた際に給与額が5,000円と聞いていたのに、実際の手取り額は5,000円に満たなかった記憶があることから、保険料控除があった旨を陳述しているものの、控除額については確たる記憶が無いとしている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる特段の事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月10日から25年2月20日まで
② 昭和26年1月30日から27年9月20日まで
③ 昭和34年4月1日から35年3月30日まで
④ 昭和45年8月から同年12月まで

私は、申立期間①はA社で、申立期間②は、B社で、申立期間③はC社で、それぞれD業務従事者として、それぞれの会社で勤務していた。また、申立期間④はE社でF業務の仕事をしており、これらの事業所での同僚の名前も覚えているので在職していたことは間違いなく、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①のA社における在職については、申立人が同僚と申し立てている者が同社の事業所別被保険者名簿で確認できること、申立人の陳述と事業所所在地、勤務内容等が符合すること等から、認められる。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は保存されていないため確認することができず、また、当時の事業主の弟からは、「3か月から4か月までの見習期間はあったように思うし、私も同社で働いていた期間の厚生年金保険被保険者としての記録は無い。」との陳述が得られた。

また、同社は、申立期間①の期間に当たる昭和24年12月5日にG市H区で全喪手続を行い、事業所移転後の25年1月16日に新たに適用事業所となっているものの、これらいずれの事業所別被保険者名簿にも申立人の名前は見当たらない。

さらに、これらの事業所別被保険者名簿には、申立期間における整理番号に欠番は見当たらないことから、当時の資格の取得及び喪失手続に事務的過誤等があったこともうかがわれない。

このほか、申立期間①について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者

として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②におけるB社での在職については、申立人は、「D業務を部下のJ氏と一緒にいていた。」と陳述しているところ、申立期間中に同社においてD業務等をしていた複数の同僚からは、申立人及びJ氏が同社で働いていた記憶は無いとの回答が得られた。

また、同社の事業所別被保険者名簿をみても、申立人が部下であったとしているJ氏の被保険者記録を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間②の当時の給与額は約2万5,000円から3万円であったと陳述しているところ、当時、同社で同年代の者の標準報酬月額をみると、2,500円から3,000円となっており、申立人の陳述とは乖離している。

加えて、申立期間②における事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間③について、申立人は勤務していたC社はG市H区K地域に所在していたと陳述していることから、当該名称を含め各種事業所名称検索を行ったが該当する適用事業所は無かった。

また、類似名称のL社という事業所は確認できるものの、当該事業所所在地は申立人陳述の所在地とは異なるほか、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は申立期間のずっと後の昭和42年2月1日となっているほか、当該事業所からは、新規適用日前の個人商店時代も含め、G市H区M地域で事業を営んでおり、C社とは何の関係もないとの陳述が得られた。

さらに、申立人の各種読み方等による氏名検索も行ったが、申立期間③に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立期間③について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間④のE社における在職については、当時の事業主の弟からは、「短期間申立人が同社で働いていた記憶がある。」との陳述が得られたことから、在職期間は特定できないものの、認められる。

しかし、申立人の年金記録をみると、申立人は申立期間④と重なる昭和44年4月から平成2年11月までの期間はN給付を受給し、国民年金の法定免除期間となっていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、同社では10名ぐらいが働いていたと陳述しているものの、同社の事業所別被保険者名簿からは、申立期間当時は事業主も含めて6名しか確認できず、また、当該事業所別被保険者名簿からは、申立期

間当時、申立人が記憶しており、同じF業務をしていたと陳述している同僚及び申立人の名前を確認することはできなかった。

さらに、当該事業所別被保険者名簿には、申立期間当時の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立期間④について、申立人の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 5 月 16 日まで
② 昭和 58 年 8 月 21 日から 59 年 1 月 11 日まで
③ 平成 2 年 12 月 27 日から 3 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 15 日から同年 5 月 15 日まで A 社に勤務し、また、58 年 8 月 21 日から 59 年 1 月 10 日まで B 社に勤務した。両社では給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が全く無く納得できない。さらに、63 年 2 月 26 日から平成 3 年 3 月 31 日まで C 社に勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格喪失日が 2 年 12 月 27 日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①において A 社に勤務し、申立期間②において B 社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が同僚として名前を挙げた者について両社での厚生年金保険の加入記録が確認できる上に、被保険者名簿により抽出した同僚から申立人が勤務していた記憶があるとの陳述が得られたことから、期間は特定できないものの申立人が両社に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、申立期間①については、A 社の D 業務部担当課長及び当時の専務取締役から、当時、経験等の少ない新規採用者については入社後 3 か月程度の試用期間を設けていたとの陳述が得られ、また、同社の被保険者名簿から抽出した 5 人の同僚のうち 3 人の同僚からも、入社後 3 か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったとの陳述が得られた。

以上のことから、申立人は同社に勤務したことがあるものの短期間であり、その間は試用期間として厚生年金保険に加入していなかったものと推定できる。

次に、申立期間②については、B 社の同僚 2 名から、同社では当時、入社後 2 か月から 3 か月程度の試用期間があったとする陳述が得られた。また、当該同僚の被保険者記録により同社では厚生年金保険と雇用保険とを一体的に加入させていたことがうかがわれる一方で、申立人については雇用保険の被保険

者記録が見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

また、申立人の申立期間③については、社会保険庁及び雇用保険の被保険者記録により、申立人のC社での厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日とが符合していることから、事業主は社会保険事務所に対して記録どおりの届出を行ったことが推定でき、このほか申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 4 月まで
② 昭和 30 年 5 月から 31 年 6 月まで
③ 昭和 31 年 7 月から同年 10 月まで
④ 昭和 42 年 11 月 28 日から 43 年 3 月 13 日まで
⑤ 昭和 44 年 5 月 17 日から同年 6 月 5 日まで
⑥ 昭和 44 年 6 月 5 日から同年 11 月 10 日まで
⑦ 昭和 44 年 12 月 15 日から 45 年 1 月 8 日まで

私は、中学を卒業後、昭和 29 年 4 月から 30 年 4 月までの約 1 年間、A 社の B 船に C 業務係として乗船した（申立期間①）。また、同年 5 月から 31 年 6 月までの期間、私の兄が D 長を務める E 社の F 船に株主として乗船した（申立期間②）。E 社の倒産後、同年 7 月から同年 10 月まで F 社の G 船に H 業務員として乗船した（申立期間③）。その後、42 年 11 月 28 日から 43 年 3 月 13 日まで I 氏所有の J 船に（申立期間④）、44 年 5 月 17 日から同年 6 月 5 日まで K 氏所有の L 船に（申立期間⑤）、同年 6 月 5 日から同年 11 月 10 日まで M 氏所有の N 船に（申立期間⑥）、及び同年 12 月 15 日から 45 年 1 月 8 日まで M 氏所有の O 船（申立期間⑦）において機関長として乗船した。申立期間④から⑦に係る乗船記録は船員手帳に記載されている。

しかし、申立期間①から⑦までの船員保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において A 社所有の B 船に乗船していたことについては、同僚の陳述により、期間は特定できないものの推定できる。

しかしながら、同社が船員保険の適用船舶所有者となったのは、申立期間①後の昭和 30 年 7 月 1 日であり、適用を受ける前から船舶所有者が船員保険料の源泉控除を行うことは通常考え難く、このほか、申立人が申立期間①において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

申立人は申立期間②において Q 県か R 県の E 社所有の F 船に乗船していた

と申し立てているところ、同社は申立期間②において船員保険の適用船舶所有者であり、S市に所在していることが確認できる。

しかしながら、申立人がF船のD長であったと申し立てている申立人の兄も当該期間について船員保険の記録は無い。また、申立人は同社の株主として勤務し、給与には歩合給も含まれていたと陳述していることから、同船に乗船していたとしても、ほかの船員とは異なる雇用形態であったことが推測される。このほか、申立人が申立期間②において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

申立人が申立期間③においてF社出張所所有のG船に乗船していたことについては、申立人が記憶している同社の代表者の氏名が、同社に係る被保険者名簿に記載されている代表者氏名と一致していることから、期間は特定できないものの推定できる。

しかしながら、同社が船員保険の適用船舶所有者となったのは、申立期間③後の昭和33年10月1日であり、適用を受ける前から船舶所有者が船員保険料の源泉控除を行うことは通常考え難く、このほか、申立人が申立期間③において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

申立人が申立期間④においてI氏所有のJ船に乗船していたことは、申立人所持の船員手帳の記録により確認できる。

しかしながら、I氏は船員保険の適用を受けておらず、未適用の船舶所有者が船員保険料の源泉控除を行うことは通常考え難い。また、申立人は申立期間④において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。このほか、申立人が申立期間④において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

申立人が申立期間⑤においてK氏所有のL船に、申立期間⑥においてM氏所有のN船に、申立期間⑦においてM氏所有のO船にそれぞれP長として乗船していたことは、申立人所持の船員手帳の記録により確認できる。

しかしながら、申立期間⑥に係る船舶所有者が船員保険の適用船舶所有者となったのは昭和44年10月1日であり、申立期間⑥のうち同年9月30日以前の期間については、新規適用となる前の期間であり、適用を受ける前から船舶所有者が船員保険料の源泉控除を行うことは通常考え難い。

また、P長は下船した後に船舶のT作業を行うことから、船員手帳の雇止事由欄には「U作業」と記載されるのが通常であるが、申立人の船員手帳には雇止事由として「本人申し出」又は「期間満了」と記載されており、下船と同時に雇用契約が終了していることがうかがわれ、申立人は臨時的又は短期的な雇用形態であったことが推定できる。さらに、申立人は申立期間⑤、⑥、⑦において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

以上のことから、申立期間⑤、⑦及び申立期間⑥のうち昭和44年10月1日から同年11月10日までの期間については、船舶所有者の都合、申立人の希望等、何らかの事情により船舶所有者が船員保険の加入手続を行わなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間⑤、⑥及び⑦において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から23年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社及びB社に勤務していた昭和20年3月から23年8月1日までの厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。

当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、一緒に働いていた自分が同保険に加入していないことは考えられないため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間におけるA社及びB社の双方の被保険者名簿により在籍が確認できる元従業員3人の陳述により、申立人は、申立期間と符合する時期に上述の二つの会社に継続して勤務していたことが推定できる。

ところで、申立人は、申立期間においてA社あるいはB社に勤務していたとしているところ、上述の元従業員のうちの2人から、A社はC社となった後、B社となったとの陳述が得られた。

そこで、A社、C社、B社、それぞれの厚生年金保険の適用状況をみると、A社は、昭和18年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となった後、22年6月1日に全喪となっていることが社会保険事務所の記録により確認できるが、C社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。また、B社は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の新規適用事業所になった日が不明であるが、同組合の被保険者名簿の1番目に記されている者の厚生年金保険被保険者資格の取得日が23年8月1日と記されていることから、同社の新規適用日は同日と推定される。

以上のことから、申立人の申立期間における勤務先は、昭和20年3月から22年5月31日まではA社、同年6月1日から23年7月31日まではC社と考えるのが妥当である。

ところで、申立期間当時における申立人の勤務上の身分等については、上述の3人のうち、A社の被保険者名簿に記載されている同性の元同僚2人からは、

申立人は自分たちと同職種で勤務時間等も同じ正規従業員であり、自分たちと申立人との処遇に異なるところは無かったとの陳述が得られた。

しかし、A社における厚生年金保険の取扱いについては、上述の3人はいずれも、申立期間当時、厚生年金保険に加入しているという自覚が無く、保険料を控除されているという認識も無く、会社から厚生年金保険についての説明を受けた記憶も無いとしている。

また、A社の被保険者名簿をみると、同名簿に記載されている者は、全員が新規適用時に被保険者資格を取得し、全喪時に資格を一斉に喪失しているところ、申立人及び上述の3人が当時の同僚としている者の中に、A社の被保険者名簿に記載されていない者が申立人のほかにも5人いることを考えると、A社において、申立人含め被保険者名簿に記載されていない者と被保険者名簿に記載されている者との取扱いに何らかの区分をもうけていた可能性を否定できない。

さらに、上述のとおり、C社については、社会保険庁の記録を調査しても同会が厚生年金保険適用事業所であったことを示す関連資料等は見当たらなかった。

加えて、申立人の申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料は無い上、申立期間における保険料控除についての申立人の記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 5 月 17 日まで
④ 昭和 38 年 3 月 28 日から 39 年 6 月 8 日まで
⑤ 昭和 40 年 2 月 28 日から同年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 5 月 16 日から 43 年 10 月 28 日まで
⑦ 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
⑧ 昭和 45 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで
⑨ 昭和 45 年 9 月 25 日から 46 年 2 月 1 日まで
⑩ 昭和 46 年 8 月 21 日から 48 年 1 月 1 日まで

義理の兄の知人の紹介により、昭和 30 年 5 月に A 社に正社員として入社し、32 年 5 月 17 日に B 社に転職するまでの間、A 社に継続して勤務していたが、30 年 5 月 1 日から 31 年 7 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 31 年 12 月 1 日から 32 年 5 月 17 日までの期間の厚生年金保険加入記録が無い（申立期間①、②及び③）。

知人に誘われ昭和 38 年 3 月に C 社に正社員として入社し、39 年 6 月 8 日に D 社に転職するまでの間、C 社に継続して勤務していたが、その期間の厚生年金保険加入記録が無い（申立期間④）。

また、知人に誘われ昭和 40 年 2 月 28 日に E 社に正社員として入社し、F 社の社長に誘われ 43 年 10 月 28 日に転職するまでの間、E 社に継続して勤務していたが、40 年 6 月 1 日から 42 年 5 月 16 日までの厚生年金保険加入記録しかない（申立期間⑤及び⑥）。

さらに、当時の G 社の社長に誘われ、昭和 44 年 9 月 1 日に正社員として入社し、46 年 2 月 1 日に H 社に転職するまでの間、G 社に継続して勤務し

ていたが、44年9月1日から同年12月2日までの期間、45年5月25日から同年6月8日までの期間及び同年9月25日から46年2月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無い（申立期間⑦、⑧及び⑨）。

次いで、H社の経営状態が悪くなったため、昭和46年8月21日にG社に再入社し、48年1月1日にI社に入社するまでの間、G社に継続して勤務していたが、その期間の厚生年金保険加入記録が無い（申立期間⑩）。

私は事業所に在籍しているときにスカウトされて次の事業所に転職するので、転職の際に勤務していない期間は無く、また、入社の際に厚生年金保険への加入を条件としていたので厚生年金保険の未加入期間があるはずがない。

上記の各申立期間について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の社長の子及び元同僚2人の陳述により同社における在籍が認められる。

しかしながら、厚生年金保険料の控除についてみると、申立期間①当時の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す陳述及び関連資料は無い上、前述の3人は申立期間①当時の申立人は見習いのような身分であったと陳述していることから、申立人は申立期間①当時において、厚生年金保険被保険者である正規の従業員とは異なり、厚生年金保険への加入を行わない取扱いをされていた可能性を否定できない。

申立期間②及び③については、申立人は申立期間①から継続してA社で勤務していたと陳述しているものの、在籍に係る陳述及び関連資料は得られなかった。

また、社会保険庁の記録をみると、A社において被保険者資格を複数回取得している者が多数確認できるが、申立人及び2回被保険者資格を取得している者1人を含む元従業員2人にそのことについて確認したところ、同社で入退社を繰り返すような者は特に珍しくなかったとの陳述が得られ、申立人についても申立期間②当時、同社を退職し、その後、再度入社した可能性を否定できない。

申立期間④については、昭和38年3月26日から同年7月26日までC社に勤務していたことはC社から提出された「労働者名簿」及び「従業員名簿」により確認できたものの、同年7月27日以降については同社の元同僚の陳述からも在籍を確認することができなかった。

また、上述の「従業員名簿」をみると、申立人がC社に入社したとする時期とほぼ同時期に資格を取得していることが確認できる従業員3人については、厚生年金保険の資格取得日及び喪失日が記載されており、その日付は社会保険庁の記録と一致しているが、申立人については、失業保険に関する記載はある

ものの、厚生年金保険の資格取得日及び喪失日の欄は空欄となっていることが確認できる。

さらに、上述の従業員3人は、入社後1か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。ところ、申立期間後ではあるがC社の経理担当であった者からは、「申立期間当時のC社は3か月程度の試用期間があり、4か月目から厚生年金保険に加入するのが通常であった。しかし、4か月の在籍期間であった場合、4か月目の給与を計算している途中で退職することとなるため、事務手続上、厚生年金保険の加入手続を行わない可能性があった。」と陳述している。

申立期間⑤及び⑥については、申立人はE社に昭和40年2月28日から43年10月28日まで継続して勤務していたとしているところ、申立人の雇用保険の記録をみると、申立期間⑤の期間中である40年4月1日に同社で雇用保険に加入し、その離職日は厚生年金保険の資格喪失日と一致する42年5月16日である上、申立期間⑥の期間中である同年9月12日から同年10月11日までの期間についてはE社以外の事業所で雇用保険に加入していたことが確認でき、申立期間⑤及び⑥も同社に継続して勤務していたとする申立人の陳述は不自然である。

また、E社の元従業員8人から事情聴取したが、いずれの者も、申立人の在籍期間についての記憶はあいまいであり、これらの者からは申立人が申立期間⑤のうち昭和40年4月1日前及び申立期間⑥に同社に在籍していたことを示す陳述は得られなかった。

ところで、E社が厚生年金保険の適用事業所となるのは昭和40年6月1日であり、申立期間⑤は適用前の期間となるが、経理経験のある元従業員1人からは、適用前の期間については厚生年金保険料が控除されることはあり得ないとの陳述が得られた。

申立期間⑦、⑧及び⑨については、申立人はG社で継続して勤務していたとしているものの、雇用保険の記録からは在籍を確認できなかった。

また、G社の元従業員6人から事情聴取したが、申立期間⑦、⑧及び⑨の在籍に係る陳述は得られなかった。

さらに、申立期間⑦、⑧及び⑨当時のG社では、申立人のほかにも同社で複数回被保険者資格を取得している者がおり、そのうちの3人に確認したところ、3人共に再度入社したことを認めており、そのうちの1人からは申立人が同社に2回程度入退社を繰り返したことがあるとの陳述が得られたことから、申立人が申立期間⑧において同社を退職し、再度入社した可能性を否定できない。

加えて、G社の元従業員1人は、申立期間⑦、⑧及び⑨当時の同社においては、入社後一定期間の試用期間があったと陳述しており、申立期間⑦については、在籍していたとしても、試用期間のため、厚生年金保険に加入できなかった可能性を否定できない。

申立期間⑩については、G社における雇用保険の記録は確認できないものの、申立期間⑩当時に同社で被保険者資格を取得した者が、期間を特定できないものの申立人が在籍していたと陳述している。

しかし、上述の元同僚は、社長から当時聞かされた話として、当時の申立人に対する報酬は「請け取り」という出来高制のもので、申立人は通常の従業員とは異なる報酬の取扱いであったと陳述していることから、申立期間⑩当時、申立人は厚生年金保険加入対象となる従業員とは異なり、厚生年金保険に加入しない取扱いであった可能性を否定できない。

このほか、申立人がすべての申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 43 年 4 月まで

私は、昭和 40 年 9 月から 43 年 4 月まで、A 市にあった B 社 C 営業所で勤務していた。在職中に労災保険の給付を受けたのを覚えている。健康保険証を使用した記憶があるのに、B 社 C 営業所に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に B 社 C 営業所で勤務していたことは、同僚の陳述により推定できる。

ところで、申立人は、B 社における勤務条件等について、同社は遠縁の叔父が社長を務めており、C 営業所で E 業務従事者としてしゃにむに働いたが、勤務条件は聞かされていなかったとしている。

また、申立人は、入社後半年から 1 年ぐらい経過したころに労災事故を起こし、その手術のために 1 か月ぐらいの期間の入退院を 2 回繰り返し、この労災事故でのけがにより約 1 年間は手先が不自由であったため、事務の手伝いのような仕事をしていたとしている。

さらに、B 社における当時の厚生年金保険加入の扱いについては、申立期間当時の社会保険事務担当者が既に死亡しているためその詳細を把握できなかったが、申立期間前後において同社の経理を担当していたとされる者は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入した従業員もいたと陳述している。

以上のことから、B 社は、申立期間当時、何らかの事情により申立人について厚生年金保険への加入を行わない取扱いであった可能性を否定できない。

また、B 社 C 営業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、本社のみが適用事業所となっているが、本社の事業所別被保険者名簿には、申立期間の前後において申立人の名前は無く、同名簿の健康保険証番号は連番で欠番もみられな

い。

さらに、労災保険と厚生年金保険はそれぞれ所管する行政機関が異なり、加入手続も別のものであって、事業所及び労働者においてもその適用は個々に異なり、労災保険に加入していることをもって必ずしも厚生年金保険に加入しているとは言えない。

加えて、申立人は、給与額、厚生年金保険料控除及びその他の公的控除に関する記憶があいまいである。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、新聞の求人広告をみてA社に入社し、昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで在職していた。入社して1、2か月ほど経過した60年4月27日ごろ、業務中に大けがをして入院し、退院後も半年ほど労災保険の給付を受けた。A社に在職していた申立期間において、労災保険の給付を受けていたのに厚生年金保険に加入していないとは考えられないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社で勤務していたことは、申立期間当時に在籍していたことが同社の事業所別被保険者台帳により確認できる複数の従業員が申立人の陳述に符合する労災事故を記憶していること、及び申立人が労災事故によるけがの治療のために入院していたO業務の入院記録並びに申立人に係る労災保険給付記録により推定できる。

ところで、申立人は、新聞の求人広告を見て給与額 18 万円という条件でA社に入社したが、入社後1、2か月後に労災事故で入院したため給与を受け取りに行くことができず、当初の給与は母が代わりに受け取り、その後退職するまでは労災事故による給付の記憶の外には、実際の給与額や厚生年金保険料控除は不明としている。

また、A社における当時の厚生年金保険加入の取扱いについては、申立期間当時の実質的な社長であったとされる者が既に死亡しているためその詳細を把握できないものの、申立期間当時に在籍していた従業員の一人は、同社では見習期間として厚生年金保険に加入しない期間が2、3か月以上あったと陳述している。

これらのことから、A社は、申立期間当時、何らかの事情により、申立人について厚生年金保険への加入を行わない取扱いであった可能性を否定できない。

また、A社の事業所別被保険者台帳には、申立期間を含むその前後の期間に

において申立人の名前は無く、同名簿の健康保険証番号は連番で欠番もみられない。

さらに、労災保険と厚生年金保険はそれぞれ所管する行政機関が異なり、加入手続も別のものであって、事業所及び労働者においてもその適用は個々に異なり、労災保険に加入していることをもって必ずしも厚生年金保険に加入しているとは言えない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年12月から24年5月まで
② 昭和24年6月から25年2月まで
③ 昭和25年3月14日から同年6月16日まで
④ 昭和25年12月1日から26年4月18日まで

私は、昭和23年12月から24年5月まで、船主A社のB船に乗船していた記憶がある。(申立期間①)

この後、昭和24年6月から25年2月まで、船主C社のD船に乗船していた記憶がある。(申立期間②)

また、昭和25年3月14日から同年6月16日までは、船主E氏のF船に乗船したことが船員手帳に記録されている。(申立期間③)

さらに、昭和25年12月1日から26年4月18日までの期間についても、船主G氏のH船に乗船したことが船員手帳に記録されている。(申立期間④)

なお、船員手帳が昭和25年3月14日付けの再交付であるため、申立期間①及び②については同手帳には乗船記録が記されていない。

いずれにしても、申立期間①、②、③及び④の期間について、船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、船主A社の船員保険の適用期間は昭和22年10月1日から23年6月1日まで、再適用が25年8月11日から29年8月20日まで、また、B船の船員保険の適用期間は、21年10月1日から23年1月31日までであり、いずれにおいても、船員保険適用期間外である。

また、申立人はB船の船長の姓はI氏であったとしているが、同船の船員保険被保険者名簿には同名の記載は無い。

さらに、A社はJ県の出資会社で既に廃業しており、J県K課に問い合わせるも、申立人の在籍及び保険料控除に係る関連資料は保管されておらず、これらの詳細は不明との回答であった。

申立期間②については、船主C社に問い合わせるも、申立人の在籍及び保険

料控除に係る関連資料は保管されておらず、これらの詳細は不明との回答であった。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、同僚の連絡先も把握できず、船主C社の被保険者名簿からも有効な同僚照会はできなかった。

さらに、申立人の船員保険加入記録をみると、申立人には申立期間②内にほかの船舶における船員保険被保険者記録（船主L氏、昭和24年7月1日から同年9月8日まで）が確認できる。

申立期間③については、船主E氏の船員保険の適用期間は、昭和25年8月15日から30年11月21日まで、再適用が35年1月9日から39年2月21日までであり、船員保険の適用期間外である。

また、申立人は乗船していたF船の船長の名前はM氏であったとしているが、同船の船員保険被保険者名簿には同名の記載は無い。

さらに、船主E氏は、昭和39年に死亡しており、その遺族に問い合わせるも、申立人の在籍及び保険料控除に係る関連資料は保管されておらず、これらの詳細は不明との回答であり、申立人は当時の同僚の名前を記憶していない上、船主E氏の被保険者名簿を基にした同僚の連絡先の特定ができず同僚照会はできなかった。

申立期間④については、船主G氏の船員保険の適用期間は、昭和25年9月1日から58年4月23日まで、また、申立人が乗船していたH船の船員保険の適用開始日も船主に係るものと同じあり、申立人が乗船していた期間は、船員保険の適用期間内であるが、申立期間④における同船の船員保険被保険者名簿の整理番号は連番で欠番も見当たらない。

また、船主G氏は既に死亡し、事業体も昭和58年に整理されているため、その遺族に問い合わせるも申立人の在籍及び保険料控除に係る関連資料は保管されておらず、これらの詳細は不明との回答であった。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、H船の被保険者名簿を基に同僚2人（船長及び昭和生まれの5人のうち連絡先が特定できた者）に照会するもいずれの者も申立人に関する記憶は無いとの回答であった。

このほか、申立人は申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除に関する記憶があいまいである上、いずれの申立期間についても、保険料控除がうかがわれる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの間、A社に勤務していた。A社の定款に発起人として私の名前が記載されていることから、勤務していたことは明らかである。

給与から厚生年金保険の保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に在職していたことは、同社の定款に申立人の名前が発起人として記載されていること、同定款に発起人として記載されている同僚の一人が申立人の在職を記憶していることにより認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の事業所記号整理簿において、A社を検索したが、同社の厚生年金保険の適用は確認できなかった。

また、A社の定款に発起人として記載されている者6人について、厚生年金保険の記録を調査したところ、3人に厚生年金保険被保険者記録があることが判明したものの、そのいずれについても、同社での厚生年金保険の記録は見当たらなかった。

さらに、前述のA社の発起人でもある同僚の一人からは、「給与から保険料控除があったか、無かったかははっきり覚えていないが、A社は厚生年金保険に加入していなかった。」との陳述が得られた。

以上のことから、A社は厚生年金保険適用の届出を行っておらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続も行われていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 44 年 4 月 1 日まで
A社退職時に、同社に脱退手当金請求の手続を頼み、お金を受け取ったが、その後、社会保険事務所に脱退手当金を返納し、期間回復の手続を行っている。社会保険庁の記録が脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に脱退手当金を受給したが、その後に社会保険事務所に返納したと申し立てている。当時、社会保険事務所ではいったん受給した脱退手当金を返納する取扱い^{あいまい}は行われておらず、申立人が返納したとする時期や金額についての記憶も曖昧である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である被保険者期間と申立期間後の被保険者期間は別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 2 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 9 日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答書もらった。

B社を退職した昭和 43 年 3 月 9 日に働いた分だけお金をもらい、その夜に結婚のためにC県へ行き同年 3 月 14 日に結婚した。

その後、何の連絡も無く資料は給料明細表しか残っていないが、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から約3か月後の昭和 43 年 6 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 11 日まで
昭和 36 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 11 日まで A 社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されているとの回答書もらった。

退職してから脱退手当金の請求をした記憶も無いし、会社から請求してもらったことも無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないと申し立てている。

そこで、申立人の被保険者名簿を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から 4 か月後の昭和 42 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 21 日から 42 年 4 月 9 日まで

昭和 37 年 12 月 21 日から 42 年 4 月 9 日までの厚生年金保険の被保険者期間については年金相談センターから脱退手当金支給済みとの回答を得た。年金は重要という意識があったため、A社勤務以前に2か所、以後に1か所勤務しているが、脱退手当金は請求しなかった。A社だけ脱退手当金を請求したとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の被保険者44名の脱退手当金の支給記録を確認したところ22名に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている。

また、複数の同僚が、当時退職する前に事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所に請求手続を行ってもらっていたと陳述しているほか、同社の社会保険事務担当者は、当時退職者に脱退手当金の受給の意思を確認し、裁定請求書の記載方法等を指導していたと陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和42年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 8 月 13 日まで
② 昭和 36 年 1 月 6 日から 41 年 1 月 5 日まで

私は、60 歳ぐらいの時に、社会保険事務所に年金の見込額を問い合わせに行き脱退手当金を受けていると聞いて驚いた。昭和 41 年 1 月 10 日に長男を出産し、同年 1 月 5 日に退職している。脱退手当金は受け取っていない。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前 4 ページ後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 41 年 3 月の前後 1 年に資格を喪失した受給資格のある女性は申立人を含む 3 名で、全員が脱退手当金を資格喪失日から 7 か月以内に支給決定されている。また、受給した同僚から退職時に脱退手当金の説明を個々に受け手続は事業所が行い、脱退手当金は自分で受け取った旨陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 8 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間の 2 回の期間は当初、別番号となっていたが、被保険者資格を喪失した約 1 か月後の昭和 41 年 5 月 12 日に重複取消しの処理がなされており、申立期間の脱退手当金が同年 8 月 3 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消しが行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 40 年 5 月まで
② 昭和 40 年から 50 年の間の約 1 年間

私は、昭和 39 年 6 月から 40 年 5 月まで A 社に勤務していた。(申立期間①) また、時期ははっきり覚えていないが同年から 50 年までの間の約 1 年間、B 社に勤務していた。(申立期間②) これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は、昭和 51 年 7 月 1 日に社会保険の新規適用事業所になっており、申立期間については適用前の期間に当たる。この点について、事業主は、申立期間当時は個人商店であり社会保険には加入していなかったと陳述している。また、申立人の雇用保険の加入記録も確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、当時の事業主が保管していた労働者名簿に申立人の名前は見当たらないほか、申立人の雇用保険の加入記録も確認できなかった。

また、B 社は昭和 50 年 6 月 1 日に社会保険の新規適用事業所になっており、申立期間のうち同年 6 月 1 日以前の期間は適用前の期間に当たる。

さらに、申立人は同社では C 業務従事者であったと陳述しているところ、当時の事業主は、従業員について常用の事務員のみを厚生年金保険に加入させ、そのほかの者については加入させていなかった旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月から19年3月20日まで
② 昭和20年9月1日から21年4月まで

私は、昭和19年3月であった旧制中学の卒業を6か月早めてA社に入社した。終戦後すぐに戻り、20年9月から復職した。しかし、合わせて1年ほどの期間が厚生年金保険の加入記録から漏れていることに納得がいかない。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社における申立人の在職状況について、入社の際の経緯と業務内容について記憶していることから、同社に在職していたことは推定できる。

そこで、同事業所の社会保険の適用状況についてみると、旧制中学の同窓生であり同時期に入社したとする同僚は申立人とほぼ同じ昭和19年4月4日に資格を取得していることから、当時、同社では卒業を繰上げて入社した者については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人のA社における在籍を確認できる資料や同僚の陳述を得ることはできなかった。

また、社史によれば、終戦に伴いB業務工場であった同社工場は操業を全面休止し、*名を超える従業員が解雇され、工場設備の保安要員として*名が再雇用され、昭和20年*月*日に解散式が行われたと記されているが、申立人はこの間の事情を記憶していない。

さらに、事業所別被保険者名簿からは、申立人及び申立人が上司や同僚であったとする者の記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 2 月末日まで
② 昭和 29 年 4 月 25 日から同年 11 月末日まで

私は、昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 2 月末日まで A 社に B 業務従事者として、また 29 年 4 月 25 日から同年 11 月末日まで C 社に B 業務従事者として勤務していた。

上記期間は間違いなく勤務しており、厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社及び C 社における在職状況についてみると、申立人が陳述している当時の同僚であるとする者が、社会保険庁の被保険者名簿に記載されていることから、申立人が申立期間前後において両社に勤務していたことは推定できる。

そこで、申立期間①について、A 社の社会保険の適用状況をみると、同社の被保険者名簿では、申立人が同僚であったとする 6 名のうち 3 名の名前が確認できなかった。

また、申立人は、入社時の従業員数は 30 名ぐらいと陳述しているが、同社の被保険者名簿をみると、昭和 27 年 4 月現在の被保険者数は 11 名となっていることから、同事業所において一部の従業員について社会保険を適用しない取扱いであったものと考えるのが相当である。

さらに、申立期間において健康保険番号の欠番は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

次に、申立期間②について、C 社の社会保険の適用状況をみると、同社の被保険者名簿では、申立人が当時同僚であったとする者の中にその名前が確認できない者がいる。

また、同僚の厚生年金保険加入記録をみると、昭和 29 年 4 月ごろには勤務していたとする者の資格取得日が同年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

これらのことから、同事業所では一部の従業員について社会保険を適用しない取扱いであったものと考えるのが相当である。

さらに、申立期間において健康保険番号の欠番は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 2 日から 42 年 4 月 17 日まで

A社退社後、脱退手当金の受給手続を行ったことは無い。脱退手当金裁定請求書を記入した記憶は無いし、捺印もしていない。しかも、記載されている書体は私自身のもではなく、生年月日も間違っている。それにもかかわらず、脱退手当金を受給したこととされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書に記載されている生年月日が誤っていると申し立てているところ、事業所別被保険者名簿の生年月日も同様に誤っていることが確認でき、当時は間違った生年月日で記録が管理されていたことがうかがえ、生年月日の訂正を行わないまま脱退手当金の請求を行ったことが考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には申立人の実家の住所地を管轄するB社会保険事務所の受付印が押印され、脱退手当金計算書の「払渡店」欄には実家の最寄りの郵便局名が記載されていることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から約7か月後の昭和42年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から32年1月30日まで

申立期間については、昭和32年10月27日に脱退手当金が支給されているとのことだが、当時の勤めていた会社の近くの銀行の預金通帳は現在も保管しているが振り込まれた形跡は無い。また、社会保険事務所や郵便局に脱退手当金を取りに行った記憶も無い。それにもかかわらず、脱退手当金が支給済みとされていることは、それが証明できない限りは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給もしていないと申し立てている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給されていたことを意味する「脱退」の押印が確認できるとともに、保険給付の記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 30 年 1 月 23 日まで
平成 5 年、期間照会を行い、A 社に勤務していた期間の脱退手当金が支給されていたことを知った。B 社会保険事務所の場所も知らず、請求していない。支給の通知ももらっていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に記載された脱退手当金支給記録をみると、支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容がオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 30 年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 8 日から 42 年 8 月 21 日まで
② 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 20 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 7 月 25 日まで
④ 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 1 月 25 日まで

平成 19 年 8 月に A 社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同年 12 月に B 社、C 社、D 社、及び E 社に加入していた期間が、脱退手当金を支給済みとの回答書もらった。

脱退手当金については、会社の担当者からも教えてもらったことも無く、受給した記憶が全く無い。当時は、脱退手当金の制度があることも知らなかった。脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの事業所に勤務した時もそれまでの厚生年金保険被保険者証は提出せず、新たな被保険者証の交付を受けた陳述しているところ、申立人厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されていることから、複数の被保険者証が交付されることはなく、申立人の陳述とは符合しない。

一方、申立人の申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 35 年 3 月 21 日まで

平成 13 年に、約 23 年近く厚生年金保険をかけてようやく年金が受給できる年齢になった時に、申立期間については脱退手当金を受給していると言われ愕然とした。関係書類を見せてほしいと言ったが、保存期間が経過のため廃棄済みと言われた。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 3 月 21 日の前後 1 年以内に資格を喪失した受給資格のある 37 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 名に脱退手当金の支給記録があり、22 名全員が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 16 日から 44 年 5 月 11 日まで
② 昭和 44 年 12 月 2 日から 46 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所から、申立期間については昭和 47 年 3 月に脱退手当金が支給されていると言われた。私は請求した記憶は無いし、脱退手当金を受け取ってもいない。脱退手当金の請求書類が残っていないことも納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金は、請求したことも無いし、受給もしていないと申し立てている。

そこで、申立人の厚生年金保険記録をみると、申立期間の脱退手当金が、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 47 年 3 月 31 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然であることを踏まえると、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月25日から38年1月31日まで
A社に勤務していた昭和28年5月25日から38年1月31日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、受け取った記憶は無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年3月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページ(計220人)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性33人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め19人であり、うち18人が資格の喪失後約6か月以内に支給されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 11 日まで
A社に勤務していた昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 12 月までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みと聞いてびっくりしている。
請求した覚えは無いし、もらった覚えも全く無い。
脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 38 年 7 月 5 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで

中学卒業後、学校の紹介でA社に入社したが、同社における厚生年金保険加入記録が無い。中卒者が金の卵と言われた時代に学校が社会保険に加入していない会社を紹介するとは思えない。厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶に無いが、社会保険には加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

B社に入社し、C市方面へのD業務に従事していたが、同社における厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、A社に在職していたことは、申立人が同僚と陳述している者3人の名前が同事業所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できること、及び申立人の陳述している事業主の名前が被保険者名簿の事業主名と一致することから認められる。

一方、社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間後の昭和36年6月1日であることが確認できる。

また、申立人は、A社における申立期間当時の従業員数について6人又は7人程度と陳述していることから、同事業所は申立期間当時、厚生年金保険適用事業所の要件を満たしていたものと推測されるが、事業主及び厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員は全員死亡又は所在不明となっており、保険料控除についての陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「A社では住み込みで働いていたが、決まった日に給与をもらっていた記憶は無く、衣服代等お金が必要な時はその都度もらってい

た」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、申立期間①において、A社に在職していたものの、当時、同事業所は厚生年金保険の新規適用前であり、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと考えるのが相当である。また、申立期間における保険料控除については、事業主及び同僚の陳述は得られなかったものの、申立人の陳述内容から、控除されていなかったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人が、B社に在職していたことは、申立期間当時の複数の同僚が、「時期は覚えていないが、申立人が同社に在職していた」と陳述していることから認められる。

一方、申立人は、申立て後の照会に対し、「B社では、社会保険に加入しなくては加入しなくてもよかったと思う」と陳述しているほか、申立期間中の雇用保険記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間当時のB社の従業員数について、10人ぐらいと陳述しているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時の被保険者数は3人から8人であることが確認できる。

さらに、同僚から、「当時は従業員の出入りが激しく、厚生年金保険の加入期間の無い人もいた」との陳述が得られた。

加えて、申立期間当時在職していたことが確認できる別の同僚は、社会保険庁の記録によれば、B社における厚生年金保険被保険者期間は2か月しかないが、当該同僚は6か月以上は勤務していたと陳述しており、B社勤務前後の年金加入記録から、被保険者資格取得の数か月前から同社に在職していたものと推測される。

以上の事情から、申立人は、申立期間②においてB社に在職はしていたが、在職中は何らかの理由により厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 36 年 5 月まで

昭和 32 年 4 月ごろから 36 年 5 月まで A 県 B 地区と C 地区を往復する D 船に乗船していた。会社の名前は E 社、船の名前は F 船といった。社会保険庁の記録によれば同社における厚生年金保険加入記録が無い。船員手帳は無くしたが、同社在職時代の写真が残っており、同社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、E 社に在職し、「F 船」という D 船に乗船していたことは、申立人が提出した同僚との集合写真の背景に「E 船」との看板がかかった社屋が確認できること、及び G 運輸支局が保管していた資料により、申立期間当時、B・C 間 D 航路に「F 船」という船名の定期船が就航していたことが確認できることから認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、E 社は船員保険（会社名のほか、船舶所有者名、船名でも検索）及び厚生年金保険のいずれにおいても適用事業所であった事実は確認できなかった。

また、社会保険庁の記録によれば、E 社の登記簿に記載のある社員のうち、代表社員は昭和 35 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで、別の社員は 35 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「健康保険証をもらって C 地区の病院で使用した」と陳述しているところ、当時は、国民健康保険制度の設立前であったが、申立人が寝起きしていた「F 船」が停泊していた B 地区及び病院を利用した C 地区では、当時から地域の医療保険制度があったとの陳述が得られたことから、申立人が地域医療保険に加入していたことも否定できない。

加えて、厚生労働省の資料（船員保険 50 年史）によれば、申立期間当時の船員保険は全国的にかなりの適用漏れがあるとの記載が確認できる。

以上の事情から、申立人は、申立期間当時E社に在職していたものの、船員保険及び厚生年金保険いずれの被保険者資格をも取得しておらず、保険料も控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月1日から19年10月1日まで

昭和15年、21才でA社に入社した。17年5月に会社労務課から任意だが労働者年金保険（19年6月より厚生年金保険）に加入しないかとの話があり加入した（労働者年金保険は、17年1月1日に制度が発足したが、保険料の徴収は同年6月から開始）。以後、36年まで終戦直後の自宅待機期間を除き、一貫して同社で勤務していた。社会保険庁の記録によれば、同年7月から19年9月までの期間について厚生年金保険加入記録が無い。途中で年金を抜けるという話は聞いておらず、ずっと保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社後、終戦まで同社B支社で継続して勤務していたと申し立てているところ、申立人と同様に昭和17年7月1日に同社B支社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、19年6月1日に被保険者資格を再取得している同僚が、「昭和17年7月から終戦までB支社に継続して勤務していた」と陳述していることから、申立人が申立期間中、同社に在職していたことは否定できない。

一方、昭和17年1月の労働者年金保険制度発足時から厚生年金保険となる19年6月までの間、被保険者は工場等で肉体的労働に携わる男子労働者に限定され、精神的労働をもって管理事務に従事する職員及び準職員（給仕、小使、守衛、巡視等）は被保険者とならないとされていたところ、申立人は、申立期間当時の業務内容について、「A社に入社してすぐは現場に出ていたが、会社から厚生年金保険加入について打診があった時（17年5月）はC業務をしていた。C業務に従事する際、どのように仕事を進めるか現場の長と相談しながら

ら検討し、現場に指図書を出していた。現場で仕事を見て不具合があれば指導することはあったがD業務部門にはいなかった。」と陳述している。

また、申立人は、「工場では帽子に入れる線で職階を区別しており、現場の人の帽子には線が入っていなかった。自分の帽子の線は1本線で幅が広がった」と陳述しているところ、A社から「昭和17年当時、職員が被る帽子には線が入っており、現場の工員の帽子には線が入っていなかった」との陳述を得た。

さらに、申立人は、昭和19年6月1日にA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、年金記録は同年10月からとなっている。これは、同年6月の厚生年金保険法の改正により職員も厚生年金保険被保険者資格の取得の対象となったが、保険料の徴収は同年10月からとされていたことと符合する（申立人が、労働者として扱われておれば、昭和19年6月1日の被保険者資格の取得時から年金記録が始まるはずである）。

加えて、申立人の陳述によれば、「加入は任意である」と言われたと陳述しているが、事実であれば、会社側も、申立人を強制被保険者である労働者とはみなしていなかったものと推測される。

以上の事情から、申立人は、申立期間において、当時の労働者年金保険制度の下において被保険者資格の取得対象とはならない技術職員として勤務しており、厚生年金保険法改正により職員も被保険者資格の取得対象となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したものと考えるのが相当である。

なお、労働者しか被保険者となれない時期であった昭和17年6月1日から同年7月1日までの期間において申立人の年金記録があることについて、申立期間当時、総務担当であったA社元取締役は、「加入記録のある1か月期間は現場労働者であったためであろう」と陳述しているが、職員や準職員は、当時、任意加入の対象ともなっていなかったにもかかわらず、「加入は任意である」との勧誘があったとの申立人の陳述に鑑みると、^{かんが} 当時は年金制度発足当初でもあり、事業所が、職員は任意加入対象であるとの誤った認識の下に加入手続を行い、間もなく間違いに気付いて被保険者資格を喪失させた可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月ごろから22年1月ごろ
② 昭和22年7月ごろから24年1月ごろ
③ 昭和33年ごろから35年ごろ
④ 昭和47年11月ごろから52年11月ごろまで
⑤ 昭和54年ごろから56年ごろまで
⑥ 昭和58年4月ごろから60年ごろまで

A社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。B市にある同社施設で昭和21年1月ごろから22年1月ごろまでC業務をしていた。また、一時期、弟も一緒に働いていた。A社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間①）。

C社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。同社では昭和22年7月ごろから24年1月ごろまでD業務従事者になる勉強をしていた。C社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間②）。

E社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。B市にある同店で昭和33年ごろから35年ごろまで事務員として働いており、E業務等をしていた。また、事務員だったので厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。E社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間③）。

F社及びG社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。両社では昭和47年11月ごろから52年11月ごろまでH業務従事者として働いていた。当時の同僚の写真も残っている。F社及びG社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間④）。

I社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。同社では昭和54年ごろから56年ごろまで、J業務従事者として主にK品の販売にあっていた。I社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間⑤）。

L社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。同社では、昭和58年4月ごろから60年ごろまでJ業務従事者として、主にスーパーで食品の販売にあっていた。L社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい（申立期間⑥）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間当時一緒にA社で働いていたと陳述している申立人の弟から、「時期ははっきり覚えていないが、昭和20年ごろから半年ほどB市にあったA社で働いており、姉も一緒だった」との陳述を得た。なお、申立人は、当初、事業所名をM社と陳述していたところ、申立期間当時、B市においてM社の名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、また、隣接するN市に所在する同名の事業所（昭和17年1月1日新規適用）では、B市に施設は無かったと陳述している。

一方、社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和32年7月1日であることが確認できる。

また、申立人の弟は、A社在職時の従業員数について、14人から15人と陳述しており、申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用要件を満たしていたことは否定できないが、申立人は、事業所名及び申立期間を途中から変更するなど当時の記憶はあいまいであるほか、同社が厚生年金保険新規適用事業所となる前から在職しており、新規適用と同時に被保険者資格を取得している者からも、厚生年金保険新規適用前に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

以上の事情から、申立人は、期間は明確でないものの昭和20年代始めにA社に在職していたことは推定できるが、在職時期は同社が厚生年金保険適用事業所となる10年以上前の終戦直後の混乱期であり、その当時から同社が従業員の厚生年金保険料を控除していたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、O業務が厚生年金保険の適用対象となったのは昭和28年9月1日の厚生年金保険法の改正以後のことであり、社会保険庁の記録によれば、L社は、同年9月1日（昭和28年11月1日から有効）に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

以上の事情から、C社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となることはできず、同社に使用されていた者についても、厚生年金保険被保険者資格を取得することはできなかったと考えるのが相当である。

申立期間③については、申立人は、昭和 33 年ごろから 35 年ごろまで E 社で事務員として勤務していたとしているところ、42 年 2 月の住宅地図によれば、申立てのあった事業所所在地は P 業務所となっており、44 年 12 月の住宅地図で初めて E 社の記載が確認できる。また、地域の Q クラブ会長から、「E 社は、昭和 30 年代には無かったような気がする」との陳述を得た。

さらに、申立人は、同事業所で事務員として約 2 年間勤務していたと申し立てているものの、支配人を始め 10 人程いたとする事務員の名前を 1 人も覚えていないとしている。

加えて、申立人は、事業所名を店名の E 社としか覚えておらず、社会保険庁の記録では、E 社の名称での厚生年金適用事業所は確認できなかった。

以上の事情から、申立期間において、申立ての場所に E 社が存在し、また、同店が厚生年金保険適用事業所であったことを確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、G 社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に在籍していたことが確認できる者から、「はっきり覚えていないが、H 業務従事者の中に申立人のような名前の方がいた」との陳述を得た。

一方、G 社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社での在職が確認でき、H 業務従事者の給料計算等事務をしていたと陳述している者から、「H 業務従事者さんには、厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた」との陳述が得られた。

また、申立人は、H 業務をしていたと陳述しているところ、申立期間において G 社に在職していたことが確認できる別の同僚から、「H 業務従事者は R 業務等と兼務している人以外は厚生年金保険には加入していなかった」との陳述を得た。

さらに、申立人が、同じ H 業務従事者として働いていたと申し立てている 3 人の名前は、F 社及び G 社の厚生年金保険被保険者名簿で確認することができなかった。

以上の事情から、申立人は、F 社及び G 社に在職していたことは推測できるが、在職中は何らかの理由により厚生年金保険に加入しない扱いを受けていたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑤については、所管の S 労働局では、「T 業務所として I 社の名前は確認できない」と陳述しており、申立人の在職について確認するには至らなかった。

また、社会保険庁の記録によれば、I 社が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できなかった。

さらに、申立人は申立期間中の昭和 55 年 4 月以降国民年金申請免除期間(昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで、56 年 9 月から 59 年 3 月まで)、及び別事業所における厚生年金保険加入期間(昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 31 日まで)

が確認できる。

加えて、別の J 業務従事者紹介所の代表から、「紹介所は登録された者を企業に紹介するだけで、紹介所と登録された者の間に雇用関係は生じない。また、J 業務従事者の仕事は基本的に 1 日単位のものが多く、長くても 1 週間ぐらいのものがほとんどであるので、企業が J 業務従事者を社会保険に加入させることは無い」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人の、I 社において厚生年金保険に加入していたとの申立ては認め難く、同紹介所が過去において存在し、申立人が同紹介所から企業の紹介を受けていたとしても、単に勤務先を紹介してもらっていたに過ぎず、申立人と同紹介所の間に雇用関係は無かったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑥については、L 社が厚生年金保険の新規適用を受けたのは申立期間途中の昭和 59 年 11 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間以前の昭和 56 年 9 月から同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の 59 年 3 月まで期間、国民年金保険料の全額免除を受けていることが確認できる。

さらに、L 社から「当時の記録は残っていないが、J 業務従事者登録者は、当社と雇用関係は無く、紹介先と雇用関係が生じる」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人の、L 社において厚生年金保険に加入していたとの申立ては認め難く、申立人が、同社から企業の紹介を受けていたとしても、単に勤務先を紹介してもらっていたに過ぎず、申立人と同社の間に雇用関係は無かったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 5 日から 44 年 2 月 3 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 3 月 5 日から 44 年 2 月 3 日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。免許を取得した 42 年 3 月 4 日の翌日から A社に勤務していたことは事実であり、正社員しか加入できない労働組合にも加入していた。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険記録によれば、申立人はA社において、申立期間中の昭和 42 年 3 月 5 日に被保険者資格を取得し、49 年 8 月 20 日に離職していることが確認できる。

一方、申立人が、保管していた厚生年金保険被保険者証に記載された被保険者資格の取得日は、昭和 44 年 2 月 3 日となっており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、当該被保険者証の払出日は、同年 2 月 8 日であることが確認できる。

また、A社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の申立人の被保険者資格取得年月日は、昭和 44 年 2 月 3 日となっており、厚生年金保険被保険者証と一致していることが認められる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、A社では試用期間が2か月から3か月程度あったと陳述しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に被保険者資格を取得している同僚9人（いずれもB業務従事者）の雇用保険被保険者資格取得日から厚生年金保険被保険者資格の取得日までの期間をみると、約3か月（2人）から約12か月（1人）までと大きな幅があり、さらに雇用保険に加入していたが厚生年金保険加入記録の無い者も1人みられた。

以上の事情から、A社では、厚生年金保険加入について、入社後3か月間前後は試用期間として加入させず、その後は、勤務状況その他個々の従業員の事情に応じて個別に対応していた状況がうかがわれる。申立人については、雇用保険の記録から申立期間において同社に在職していたことは認められるものの、何らかの理由により昭和44年2月3日まで厚生年金保険の加入手続きが行われていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 25 日から 37 年 2 月 22 日まで
② 昭和 51 年 9 月 2 日から 52 年 5 月 21 日まで

A社に昭和 36 年 1 月 28 日から 37 年 2 月 22 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、36 年 12 月 25 日から 37 年 2 月 22 日の間が厚生年金保険未加入とされている。同社から B 社には間を空けずに勤務しており、B 社の入社日（昭和 37 年 2 月 22 日）は間違っていないので、申立期間は A 社に在職していたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

社会保険庁の記録によれば、昭和 51 年 9 月 2 日から 52 年 5 月 21 日の期間について厚生年金保険加入記録が無い。これまで転職の際はいずれも期間を空けたことは無く、申立期間は、その前後において勤務していた C 社又は D 社のいずれかに在職していたはずである。厚生年金保険に加入していた記憶もある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において申立期間内に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 5 人はいずれも申立人について「知らない」又は「覚えていない」と陳述しており、そのほか、申立期間において申立人が同社に在職していたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人は、申立期間内中の昭和 37 年 2 月 1 日に被保険者資格喪失届が社会保険事務所に提出されていることが確認できるが、当時の同社における資格喪失手続状況をみると、被保険者資格喪失日から社会保険事務所への届出までにおおむね 20 日から 1

か月程度要しており、申立人の被保険者資格喪失直後の同年1月9日に被保険者資格を喪失した者の届出日は同年2月7日となっていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人については、被保険者資格喪失届の提出時に健康保険被保険者証も返納されていることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、社会保険庁の記録どおり、昭和36年12月25日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人はC社又はD社のいずれかに在職し、厚生年金保険料を控除されていたとしている。

そこでC社における申立人の雇用保険加入記録を確認すると、被保険者資格取得日は昭和51年4月21日、離職日は同年9月1日となっており、申立期間には既に同社を離職していたことが認められる。

また、C社人事部保管の社員の入退社記録によれば、申立人の退職日は昭和51年9月2日であることが確認でき、同記録の氏名の横にはいずれも健康保険番号が付記されていることから、申立人は退社とともに厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと認められる。

一方、D社に保管されていた雇用保険資格喪失確認通知書（離職証明書）によれば、申立人の被保険者資格取得日は昭和52年5月21日、離職日は53年2月15日であることが確認できる。

また、D社が保管していた厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書によれば、申立人の資格取得年月日は昭和52年5月21日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時のD社人事担当者から、「当時、社員として採用された者に試用期間はなかった。社員の福利厚生を考え、採用日から厚生年金保険に加入していた」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は、申立期間②において、C社又はD社のいずれにも在職しておらず、厚生年金保険にも加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 15 日まで

夫の年金裁定請求時に自分の年金受給額を試算したところ、昭和 33 年 3 月 1 日から昭和 40 年 1 月 15 日まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みであることを知った。

脱退手当金が支給されたとされる昭和 40 年 3 月 24 日には、B 市に住んでおり、受け取れるはずはない。

脱退手当金の請求をしたことも無いし、受け取ってもいないので、A 社での厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 40 年 1 月 15 日に退職したが、脱退手当金は請求した記憶も無く、受領もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 24 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計 7 ページ (140 人) に記載のある女性のうち、申立人と同一時期 (昭和 38 年から 42 年まで) に受給要件を満たし資格を喪失した女性 33 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 20 人であり、うち 14 人が資格の喪失後 4 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、脱退手当金裁定請求書は請求者の居住地の最寄りの社会保険事務所へ提出することも可能であったが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年から 2 年後 (昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで) に同社にお

いて資格を喪失し脱退手当金を受給している6人の同請求書を見ると、すべて直接、同社の管轄社会保険事務所に提出されており、請求者の最寄りの社会保険事務所で受け付け、回送された形跡は見当たらなかった。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない（申立人の脱退手当金裁定請求書は保存期間経過のため破棄済みである。）。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。